

郡山市 地域福祉計画

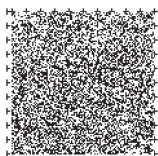
第5期（令和8年度～令和11年度）



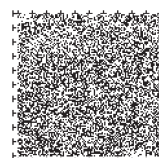
郡山市



第1章 計画策定の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨と背景	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	5
4 計画の策定体制	6
第2章 郡山市の現状と課題	8
1 人口等の推移	9
2 支援ニーズの状況	15
3 地域福祉の担い手・地域組織活動の現状	20
4 アンケート調査から見える地域の現状と課題	22
第3章 計画の全体像	36
1 基本理念	37
2 基本目標	37
3 計画の体系	39
4 各主体の役割	40
第4章 施策の展開	41
1 施策の展開	42
基本目標Ⅰ 誰もが地域の担い手としての役割を持ち、互いに支えあえるまち	42
（1）地域での支えあい、助けあい活動の推進	42
（2）地域における見守り支援体制の整備	43
（3）地域福祉の担い手の育成	45
基本目標Ⅱ 誰もがいつでも生活課題を相談でき、安心して暮らせるまち	46
（1）分野横断的な相談窓口の充実	46
（2）課題解決に向けたネットワークの構築	48
（3）必要な情報を届ける情報発信の充実	49

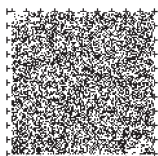


基本目標Ⅲ 誰もが心身ともに健康で、生きいきと暮らせるまち	51
（１）生涯を通じた健康づくりの推進	51
（２）こどもと子育て世代にやさしい環境整備	52
（３）保健・医療・福祉分野の充実と連携強化	53
2 関連事業一覧	55
第5章 計画の推進	68
1 横断的取組	69
2 郡山市社会福祉協議会との協働による推進	77
3 計画の進行管理・評価方法	77
第6章 重層的支援体制整備事業実施計画	78
1 背景と目的	79
2 実施計画の位置づけ	79
3 事業全体の基本方針	80
4 事業実施内容及び実施体制	81
5 支援会議及び重層的支援会議の実施方法	89
6 支援関係機関間の連携に係る取組	90
資料編	91
1 郡山市地域福祉計画策定委員会設置要綱	92
2 郡山市地域福祉計画策定委員会委員名簿	93
3 郡山市地域福祉計画策定検討会設置要綱	94
4 郡山市地域福祉計画策定作業部会設置要綱	95
5 関係法令抜粋	97



第1章

計画策定の基本的な考え方



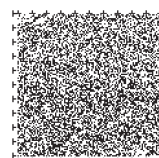
1 計画策定の趣旨と背景

本市では、平成 19（2007）年度から 6 年間を計画期間とする「第 1 期郡山市地域福祉計画」を策定し、誰もが、住民同士のつながりや支えあいを再認識して、住み慣れた家や地域で安心して暮らしていける地域社会の構築を行ってきました。また、平成 25（2013）年度から 5 年を計画期間とする第 2 期計画、平成 30（2018）年度から 4 年間を計画期間とする第 3 期計画、そして令和 4（2022）年度から 4 年間を計画期間とする第 4 期計画と、第 1 期計画の理念を引き継ぎながら、社会情勢とともに変化する生活課題に対応した計画となるよう見直しを行ってきました。

しかし、近年、少子高齢化や人口減少が一層進行し、核家族世帯・単身世帯の増加、ライフスタイルに関する価値観の多様化も進んでいます。こうした社会構造の変化は、地域における人々のつながりを希薄化させ、従来、家庭や地域が担ってきた支えあい機能の低下を招いています。また、生活困窮、虐待、ひきこもり、8050 問題、ダブルケア、ヤングケアラーなど、個人や世帯が抱える課題は、特定の分野に限定されず、複数の要因が絡み合い、複雑化・複合化しています。

このような複雑化・複合化する課題に対応するため、課題を抱える個人や世帯に対する包括的な支援体制を構築するとともに、制度・分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現が求められます。

本計画は、すべての市民を対象として、地域に関わる市民、関係機関、事業者、行政等が協力しながら支えあうための方針として策定するものです。





資料：厚生労働省 地域共生社会

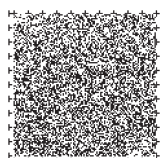
2 計画の位置づけ

(1) 関係法令等による関係

本計画は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条に規定される市町村地域福祉計画として策定するものです。社会福祉法において、市町村地域福祉計画は、地域における高齢者、障害者、児童等の福祉に関し共通して取り組むべき事項や、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項を一体的に定める計画として、策定するよう努めるものとされています。

本計画は、これらの法令上の趣旨に加え、成年後見制度の利用促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）第 14 条第 1 項に基づき本市が定める「成年後見制度利用促進基本計画」及び社会福祉法第 106 条の 5 に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」の内容を包含し、一体的に策定します。

福島県においては、市町村の地域福祉の推進を支援するために、社会福祉法第 108 条第 1 項に規定する「都道府県地域福祉支援計画」として「福島県地域福祉支援計画（令和 3（2021）年度～令和 8（2026）年度）」を策定しています。

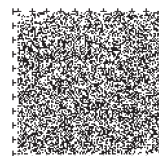
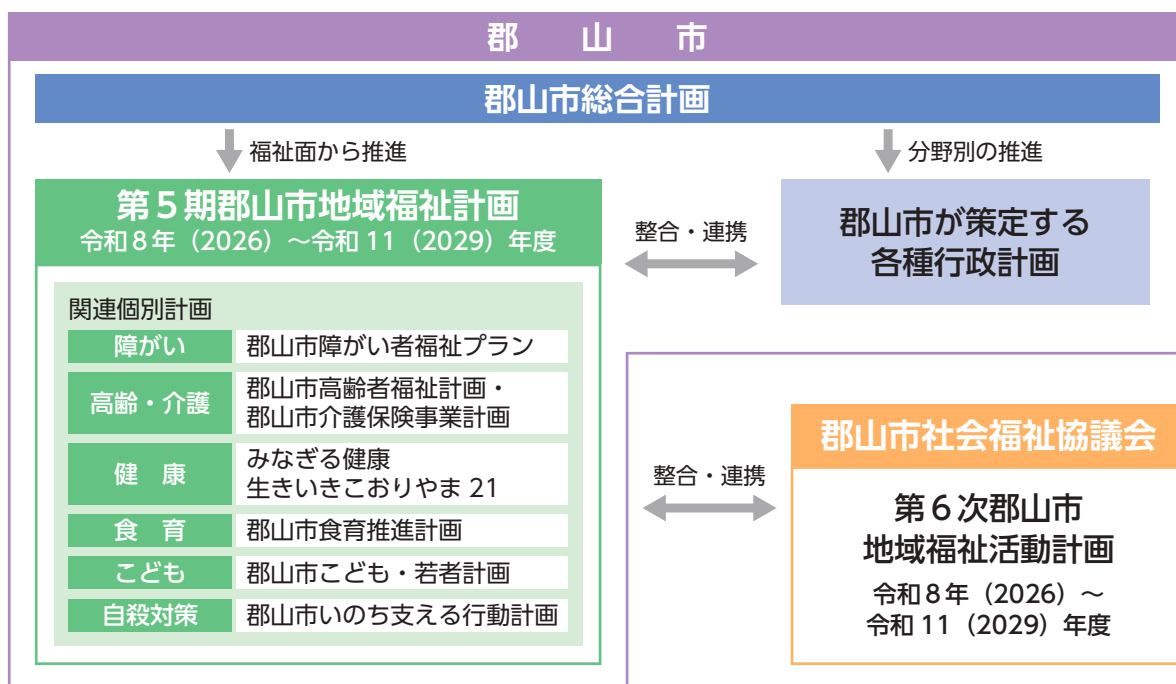


(2) 郡山市の他計画等との関係

本計画は、本市の最上位計画である「郡山市総合計画」の保健福祉に関連する分野の部門別計画であると同時に、保健福祉分野における各個別計画の上位計画として定めています。

併せて、社会福祉法第109条に規定する民間組織であり、地域福祉の中核を担う社会福祉法人郡山市社会福祉協議会（以下「郡山市社会福祉協議会」という。）が、地域住民や関係機関との連携により地域福祉活動の実践に向け策定する「第6次郡山市地域福祉活動計画」の理念計画としても位置付けています。

図 各計画との関係



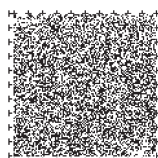
3 計画の期間

本計画の期間は、本市の最上位計画である「郡山市総合計画」の行政計画との整合性を図るとともに、郡山市社会福祉協議会が策定する「第6次郡山市地域福祉活動計画」と連携して施策を推進するため、両計画と期間を合わせ、令和8（2026）年度から令和11（2029）年度までの4年間とします。

なお、計画期間中においても、社会情勢の変化や関連法制度の改正、市民ニーズの動向等を踏まえ、必要があると認めるときは、適宜計画の見直しを行うものとします。

図表 計画の期間

年度	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
総合計画	第6次（平成30年度～）				第7次（～令和15年度）			
郡山市地域福祉計画	第4期				第5期			
郡山市地域福祉活動計画	第5次				第6次			
郡山市 障がい者福祉プラン	第5期		第6期					
郡山市高齢者福祉計画・ 郡山市介護保険事業計画	第8次		第9次					
みなぎる健康 生きいきこおりやま21	第2次		第3次（～令和17年度）					
郡山市食育推進計画	第3次	第4次			第5次（～令和17年度）			
郡山市こども・若者計画	第2期 ニコニコ子ども・子育てプラン			こども・若者計画				
郡山市 いのちを支える行動計画	第1次				第2次			



4 計画の策定体制

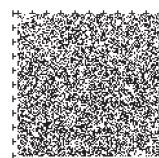
(1) 郡山市地域福祉計画策定委員会との意見交換

本計画を策定するために外部委員により構成する「郡山市地域福祉計画策定委員会」、庁内の関係所属長及び郡山市社会福祉協議会により構成する「郡山市地域福祉計画策定検討会」、保健福祉部及びこども部の担当職員並びに郡山市社会福祉協議会により構成する「郡山市地域福祉計画策定作業部会」を組織し、庁内組織（「郡山市地域福祉計画策定検討会」及び「郡山市地域福祉計画策定作業部会」）で計画内容の調査及び検討を行い、「郡山市地域福祉計画策定委員会」に計画案を提出し、意見交換を行いました。

(2) 市民アンケート調査

本計画を策定する基礎資料とするため、市民アンケート調査を実施し、地域福祉に対する意識や考え方、ニーズ等の把握を行いました。

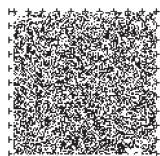
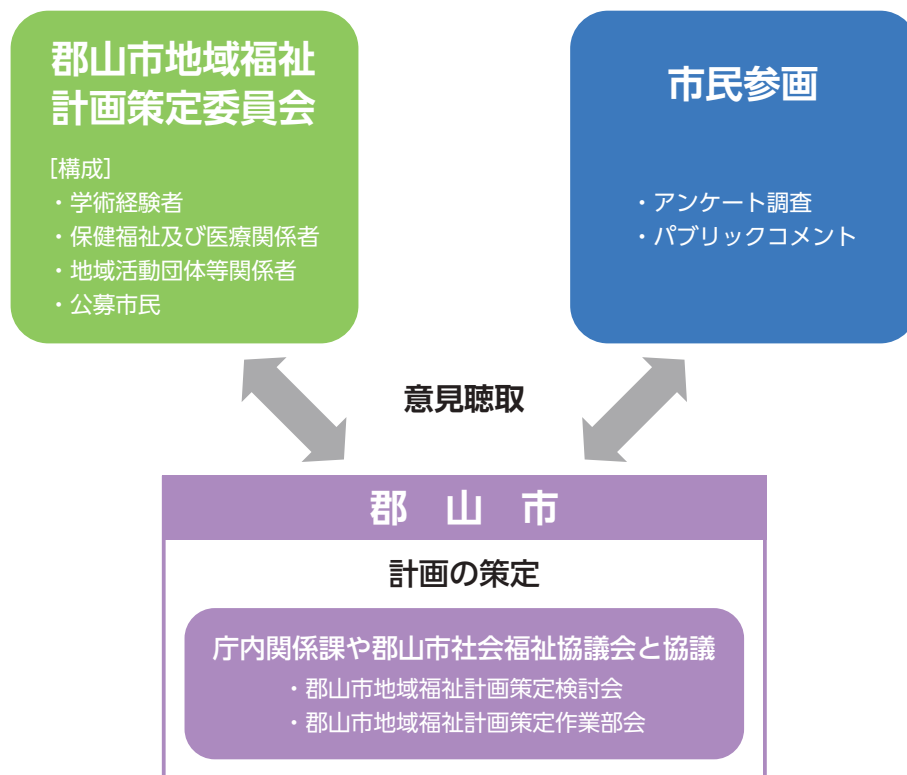
- ① 調査対象：郡山市在住の 18 歳以上の男女 3,000 人を無作為抽出
- ② 調査方法：郵送による配布、郵送・オンライン方式による回収
- ③ 調査期間：令和 6（2024）年 9 月 10 日（火）から
令和 6（2024）年 9 月 27 日（金）まで
- ④ 回収状況：909 件（有効回答率 30.3%）



(3) パブリックコメントの実施

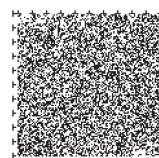
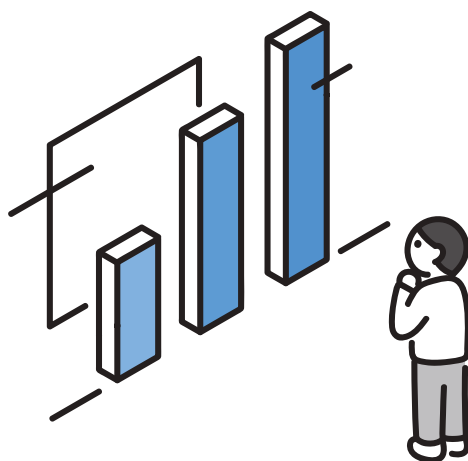
令和8（2026）年1月9日（金）から令和8（2026）年2月9日（月）までパブリックコメントを実施し、計画案に対し幅広く意見を聴取しました。

図 計画の策定体制イメージ



第2章

郡山市の現状と課題

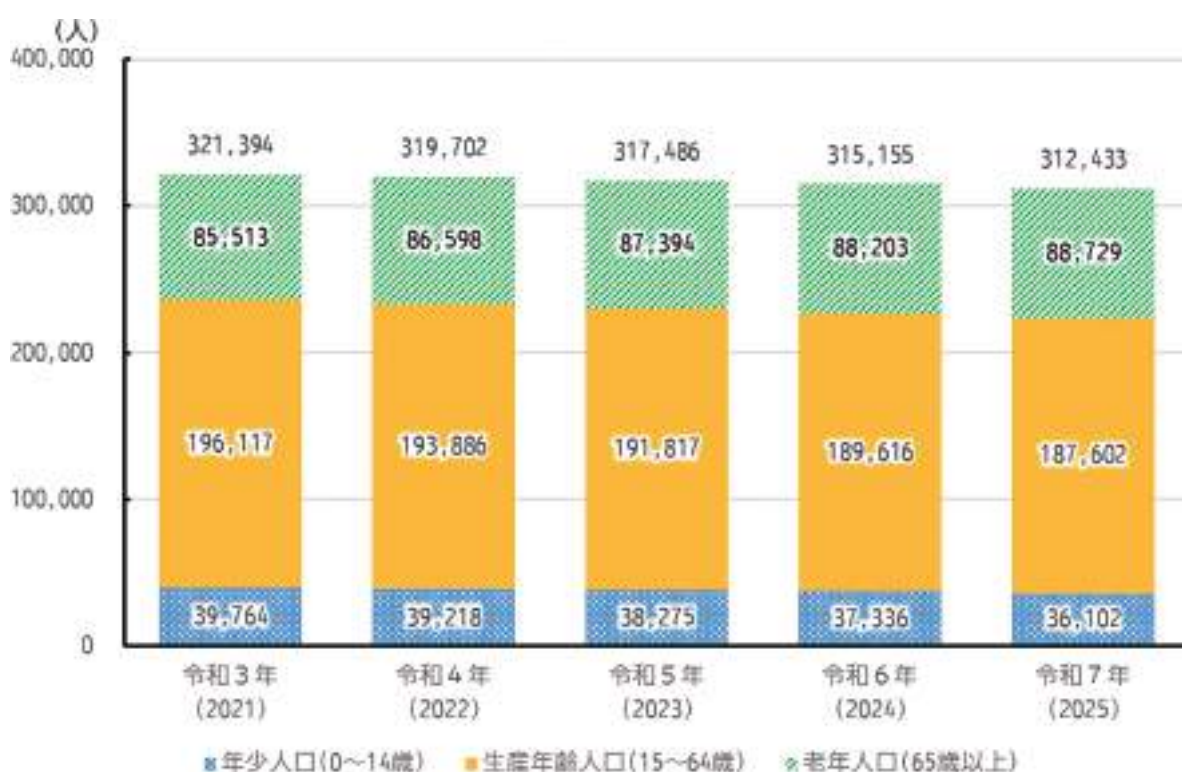


1 人口等の推移

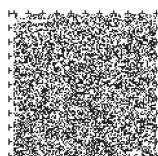
(1) 年齢3区分別人口の推移

本市の人口推移について、令和3（2021）年と令和7（2025）年を比較すると、総人口は8,961人減少（令和3（2021）年比2.8ポイント減少）しています。

年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は3,662人減少（令和3（2021）年比9.2ポイント減少）、生産年齢人口（15～64歳）は8,515人減少（令和3（2021）年比4.3ポイント減少）しているのに対し、老年人口（65歳以上）は3,216人増加（令和3（2021）年比3.8ポイント増加）しており、少子高齢化が進んでいます。



資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）



(2) 世帯数・平均世帯員数の推移

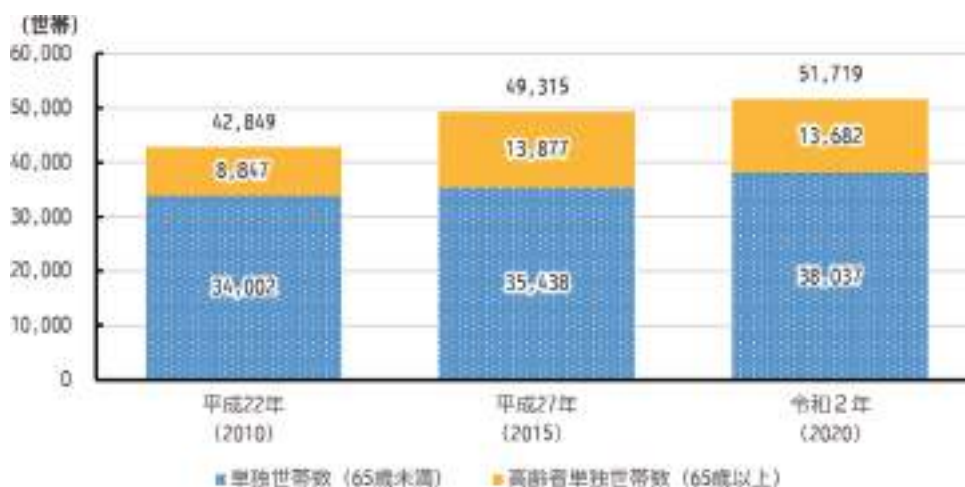
本市の世帯数・平均世帯員数は、令和3（2021）年と令和7（2025）年を比較すると、総世帯数は3,511世帯増加（令和3（2021）年比2.5ポイント増加）し、平均世帯人員は0.12人減少（令和3（2021）年比5.3ポイント減少）しており、総人口が減少する中で世帯数は増えていることから核家族化が進んでいます。



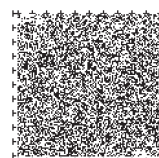
資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

(3) 単独世帯数の推移

本市の単独世帯数をみると、平成22（2010）年と令和2（2020）年を比較すると、単独世帯数の総数は8,870世帯増加（平成22（2010）年比20.7ポイント増加）しています。（2）世帯数・平均世帯員数の推移の状況からこの傾向は継続していると考えられます。



資料：国勢調査（各年10月1日現在）



(4) 出生数・合計特殊出生率の推移

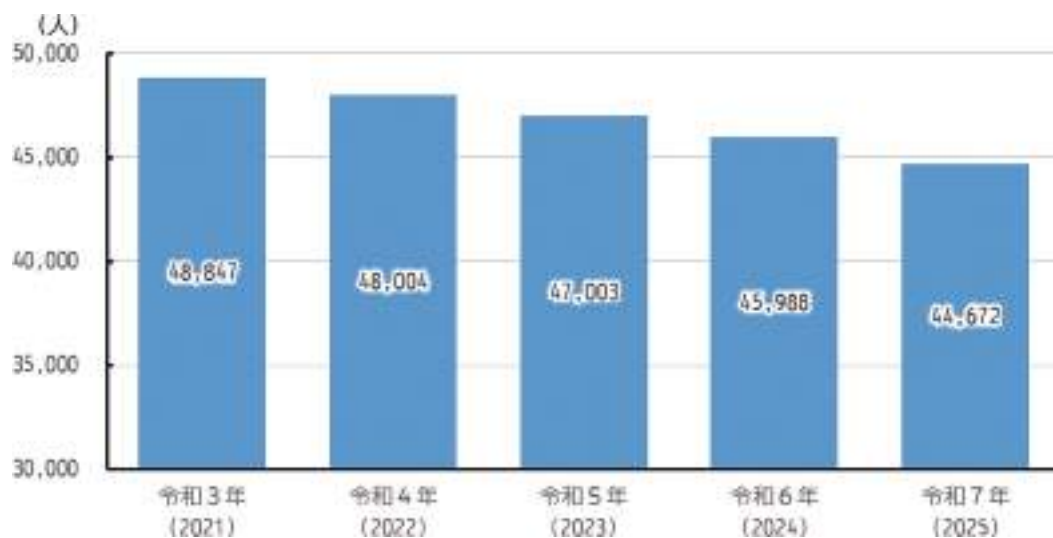
本市の出生数は、令和2（2020）年と令和6（2024）年と比較すると、609人減少（令和2年（2020）年比26.5ポイント減少）しています。本市の合計特殊出生率についても、令和2（2020）年から令和6（2024）年の5年間に於いて減少が続いています。



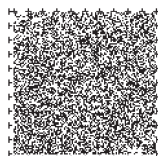
資料：厚生労働省 人口動態統計

(5) 児童（18歳未満）人口の推移

本市の児童（18歳未満）人口は減少傾向にあり、令和3（2021）年と令和7（2025）年と比較すると、4,175人減少（令和3（2021）年比8.5ポイント減少）しています。

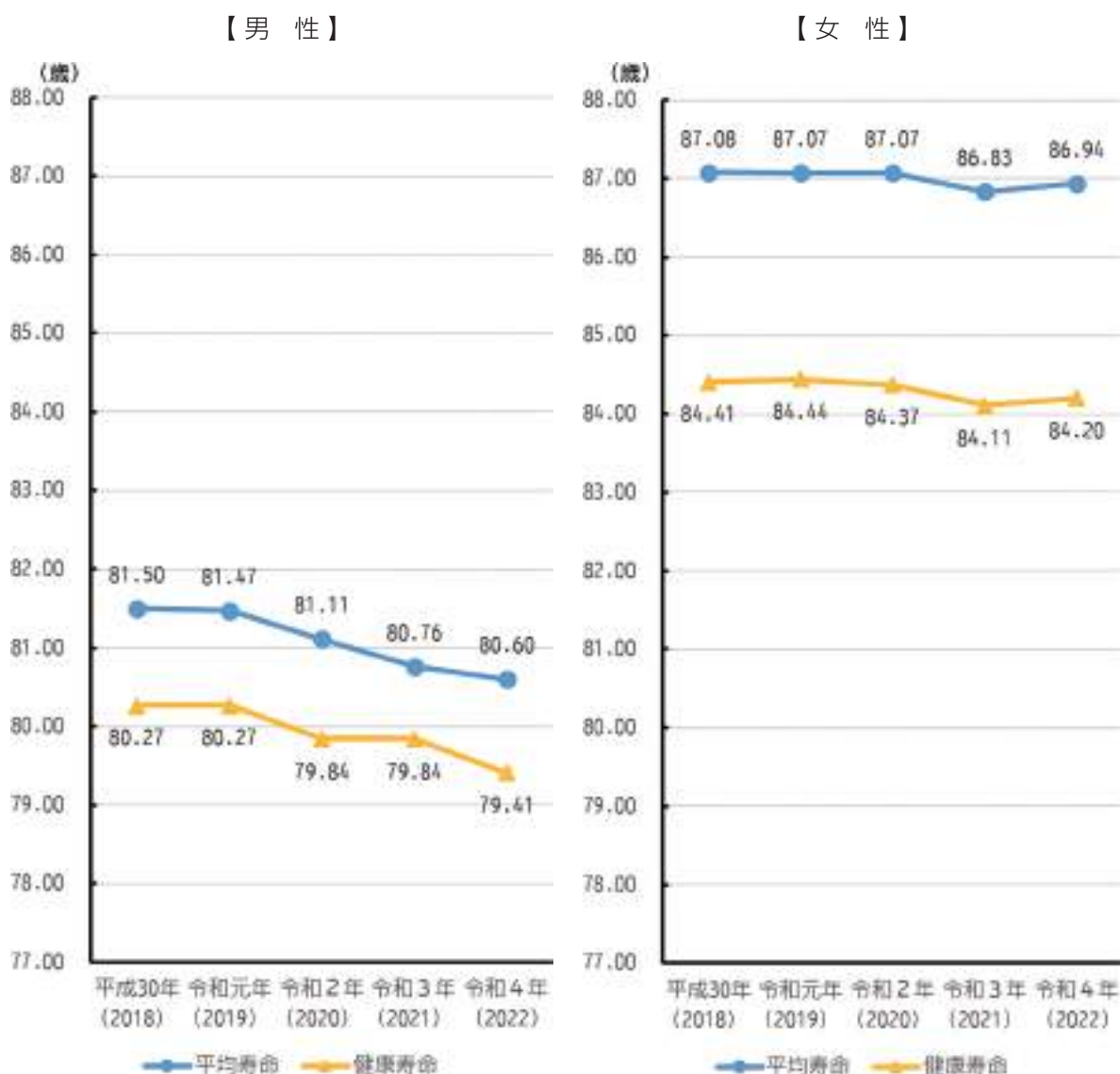


資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）



(6) 平均寿命と健康寿命※の推移

本市の平均寿命と健康寿命は、若干の縮小傾向にあります。平均寿命と健康寿命の差は、日常生活に制限のある「不健康な期間」を意味しますが、令和4（2022）年において男性で1.19歳（平成30（2018）年比0.04歳縮小）、女性で2.74歳（平成30（2018）年比0.07歳拡大）となっています。

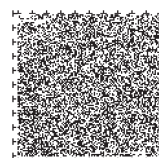


資料：郡山市健康づくり課

※健康寿命

一般的に、「ある健康状態で生活することが期待される平均期間」またはその指標の総称を指す。

国の健康づくり計画「日本21（第二次）」では、「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」と定められている。

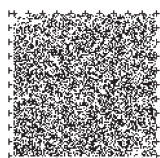


(7) 高齢者数・高齢化率の推移

本市の高齢者数は、(1) 年齢3区分別人口の推移でも触れたように増加傾向にあります。高齢化率についても、令和2(2020)年と令和7(2025)年を比較すると、2.3ポイント増加しており、令和7(2025)年にはおよそ3.5人に1人が高齢者(65歳以上)といった状態に達するなど高齢化が進んでいます。



資料：郡山市健康長寿課（各年1月1日現在）

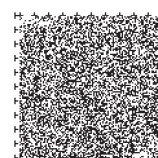


(8) 外国人住民の推移

外国人住民の人口は増加傾向で、令和7（2025）年には3,684人となり、総人口に対する割合は1%を超えています。



資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

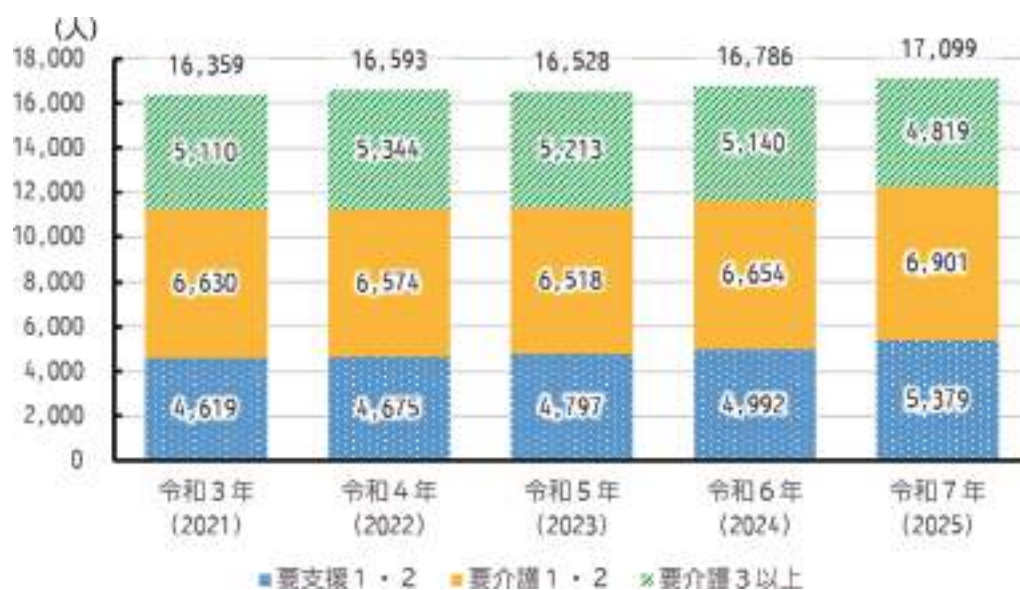


2 支援ニーズの状況

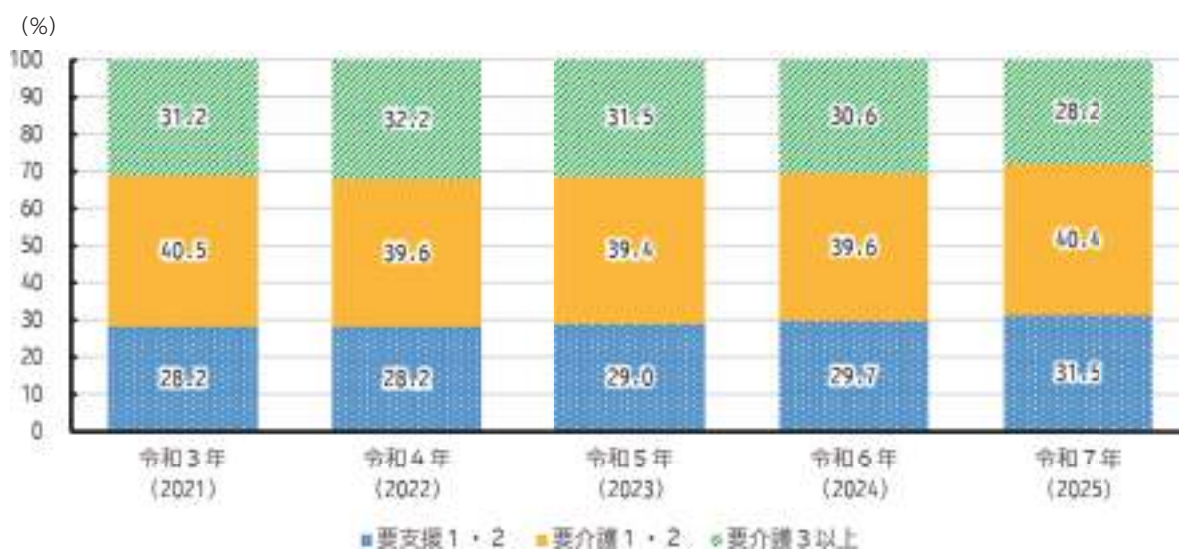
(1) 要介護認定者数・要介護認定者割合の推移

本市の要介護・要支援認定者数は若干増加傾向にあり、全体総数は令和3（2021）年と令和7（2025）年を比較すると、740人増加（令和3（2021）年比4.5ポイント増加）しています。

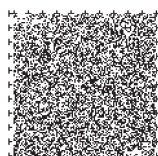
【要介護認定者数の推移】



【要介護認定者割合の推移】

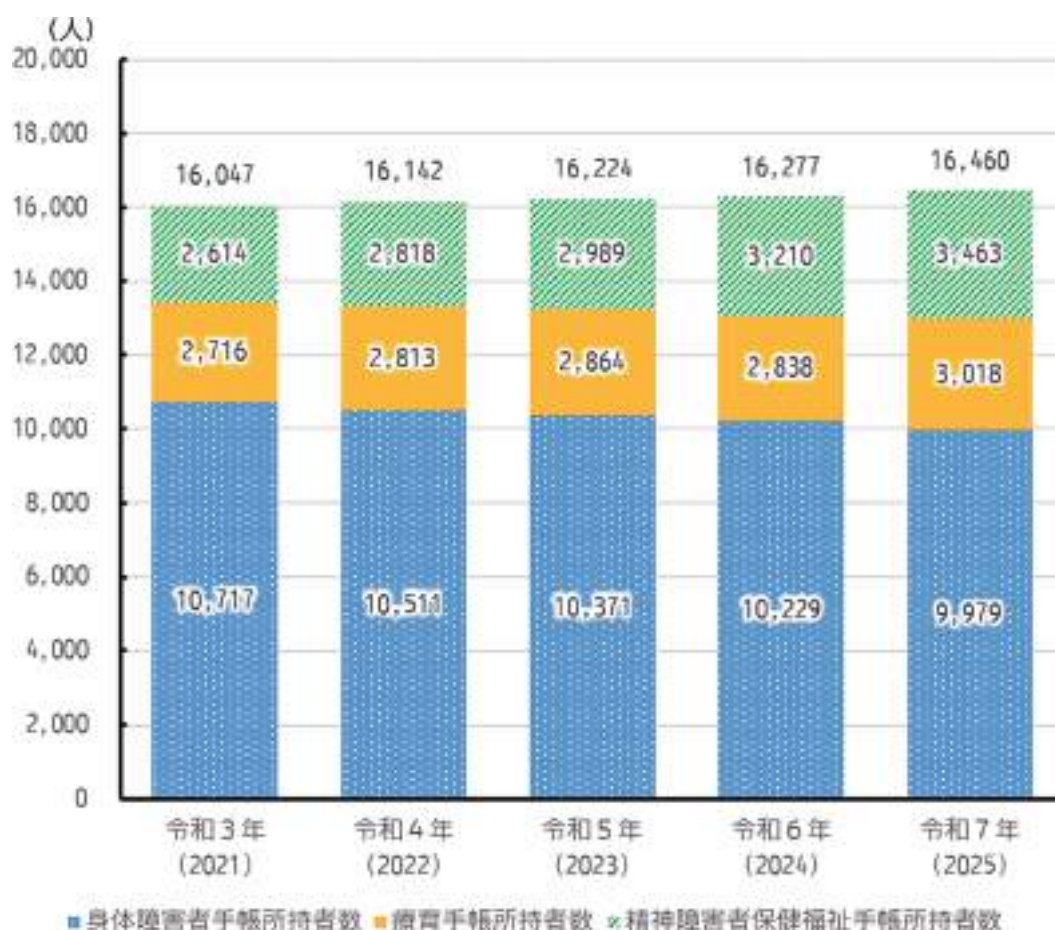


資料：郡山市介護保険課（各年10月1日現在）

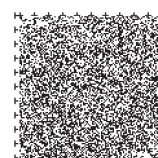


(2) 障害者手帳所持者数の推移

本市の障害者手帳所持者数は、令和3（2021）年から令和7（2025）年にかけて若干増加傾向にあります。令和7（2025）年における身体障害者手帳の所持者は738人減少（令和3（2021）年比で6.9ポイント減少）となった一方で、精神障害者保健福祉手帳の所持者は849人増増加（同32.5ポイント増）と顕著な伸びを示しています。



資料：郡山市障がい福祉課、保健・感染症課（各年3月31日現在）

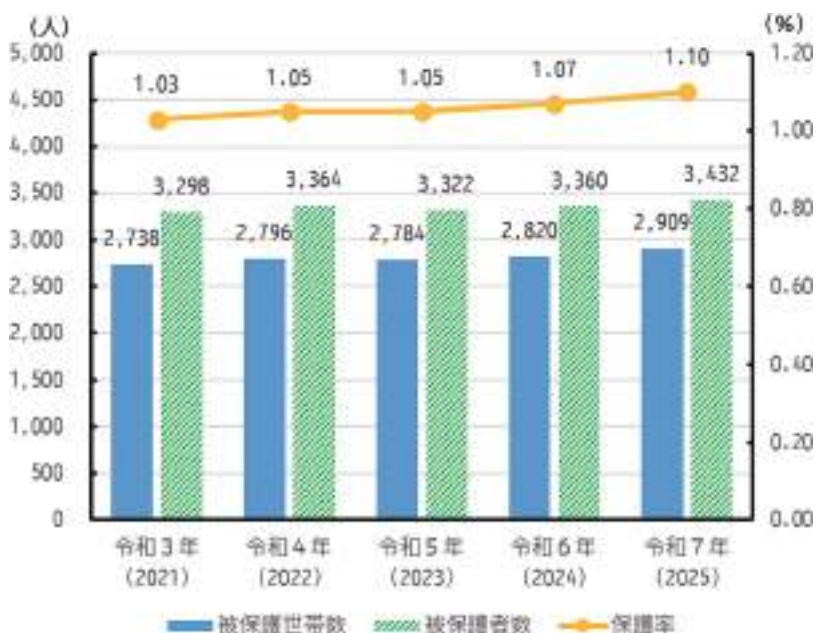


（3）生活保護受給世帯の推移

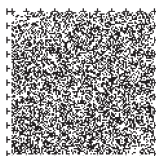
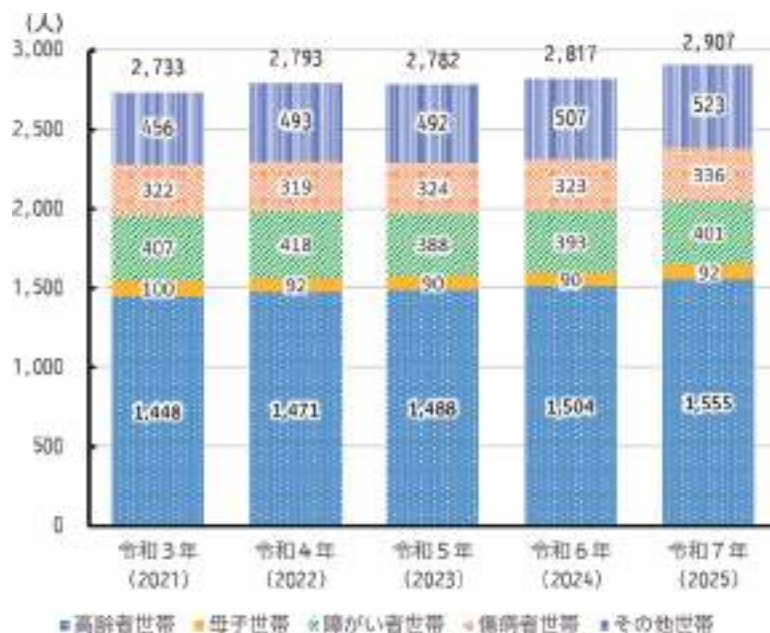
本市の生活保護を受給している世帯数（被保護世帯数）、生活保護を受給している人数（被保護者数）及び人口1,000人あたりの生活後受給者の割合（保護率）は増加傾向にあります。

被保護世帯内訳を見ると高齢世帯が増加しており、令和7（2025）年には被保護世帯全体の53%が高齢世帯となっています。

【被保護世帯数・被保護者数・保護率の推移】



【被保護世帯属性の内訳】



※グラフ「被保護世帯属性の内訳」に示されている世帯数は、停止世帯を除いた数値です。

【参考】世帯類型の定義

- ・高齢者世帯：65歳以上の者のみで構成、またはこれに18歳未満の者が加わった世帯。
- ・母子世帯：配偶者のいない65歳未満の女子と18歳未満の子のみで構成された世帯。
- ・障がい者世帯：世帯主が障害者加算の認定を受けている、または心身上の障害のため働けない世帯。
- ・傷病者世帯：世帯主が傷病のため入院している、または在宅患者加算の認定を受けている、若しくは傷病のため働けない世帯。
- ・その他世帯：上記以外の世帯。

資料：郡山市生活支援課（各年1月1日現在）

（4）福祉まると支援事業の相談件数の推移

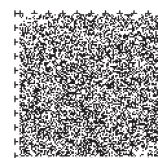
本市の福祉まると支援事業の相談件数は、増加傾向にあり、令和2（2020）年度と令和6（2024）年度を比較すると、1,839件増加（令和2（2020）年度比125.9ポイント増加）しています。相談内訳としては全体の9割以上が継続相談となっており、短期間では解決が難しい複雑化・複合化した生活課題が増加していると考えられます。



資料：郡山市保健福祉総務課（各年度3月31日現在）

※福祉まると支援事業：

家族や地域社会の変化に伴い複雑化・複合化する支援ニーズを踏まえ、「ダブルケア」や「8050問題」などの課題解決を支援するため福祉まると相談員を市内3か所に配置し、多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築を行います。さらに、社会参加への支援を行います。

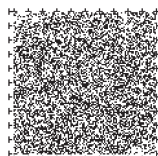


（５）成年後見制度利用者数の推移

本市の成年後見制度利用者数は、令和２（２０２０）年と令和６（２０２４）年を比較すると、６６人増加（令和２（２０２０）年比１８．０ポイント増加）しています。全国の成年後見制度利用者数についても、令和２（２０２０）年と令和６（２０２４）年を比較すると、２１，６５４人増加（令和２（２０２０）年比９．３ポイント増加）していますが、国は、未だ知的障害・精神障害・認知症等の利用対象者の数に比べ、成年後見制度の利用者数が少なく、保佐・補助及び任意後見の利用も低調であることから、引き続き、成年後見制度の周知を図る必要があるとしています。



資料：郡山市地域包括ケア推進課（各年 12 月 31 日現在）



3 地域福祉の担い手・地域組織活動の現状

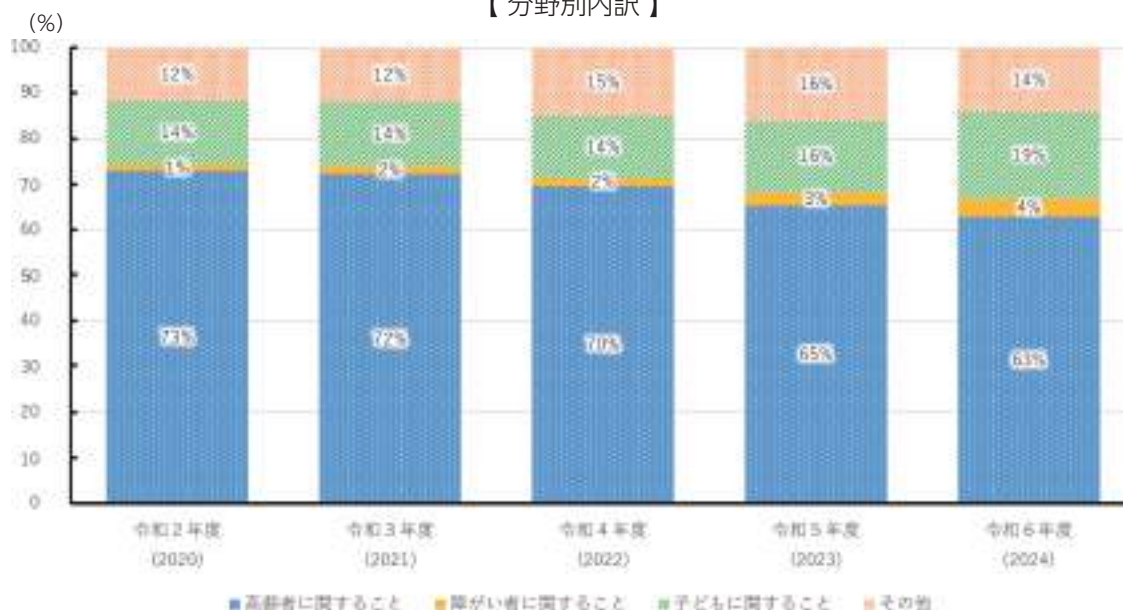
(1) 民生委員・主任児童委員の活動状況

令和7（2025）年12月1日時点で、595人が民生委員・主任児童委員として活動しています。市民からの相談件数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降、減少傾向にあり、相談内容の内訳については、「高齢者に関すること」が全体の6割以上を占めています。また、「子どもに関すること」の相談割合は増加傾向にあります。

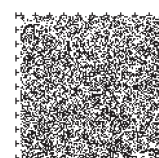
【民生委員の相談件数・訪問件数】



【分野別内訳】



資料：郡山市保健福祉総務課（各年度3月31日現在）



(2) 町内会加入人数・加入世帯・加入率の推移

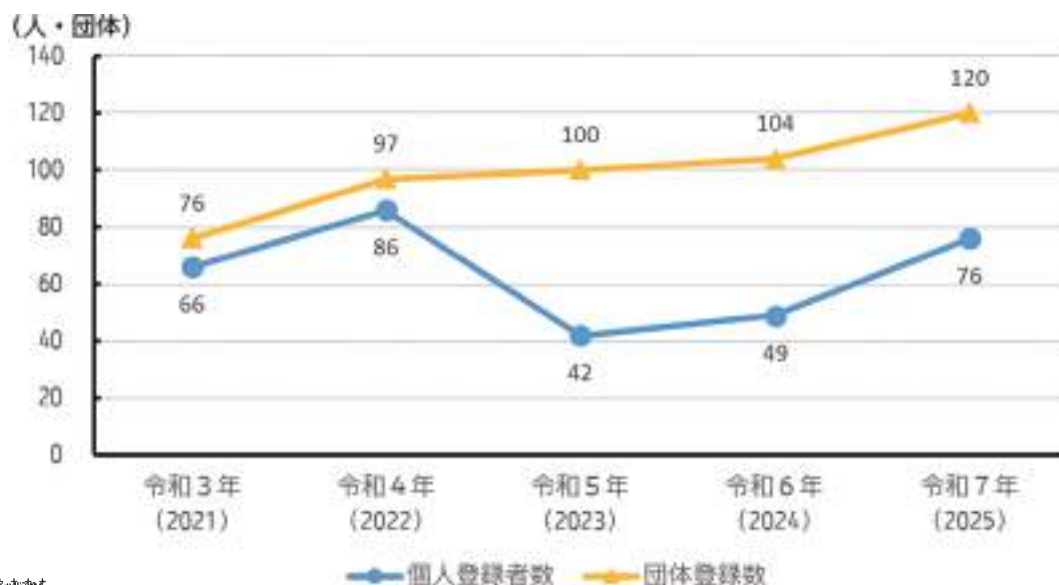
町内会加入人数、加入世帯数及び加入率は減少傾向にあり、令和7（2025）年度は、59.3%となっています。



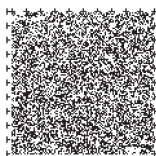
資料：郡山市市民・NPO活動推進課（各年6月1日現在）

(3) ボランティア登録数の推移

郡山市社会福祉協議会ボランティアセンターに登録している個人登録者及び団体数は、増加傾向にあります。個人登録者の中には、趣味や特技を生かした各種講座を開催し、活躍されている方もいます。



資料：社会福祉法人郡山市社会福祉協議会（各年3月31日現在）



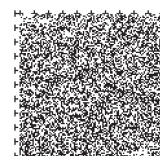
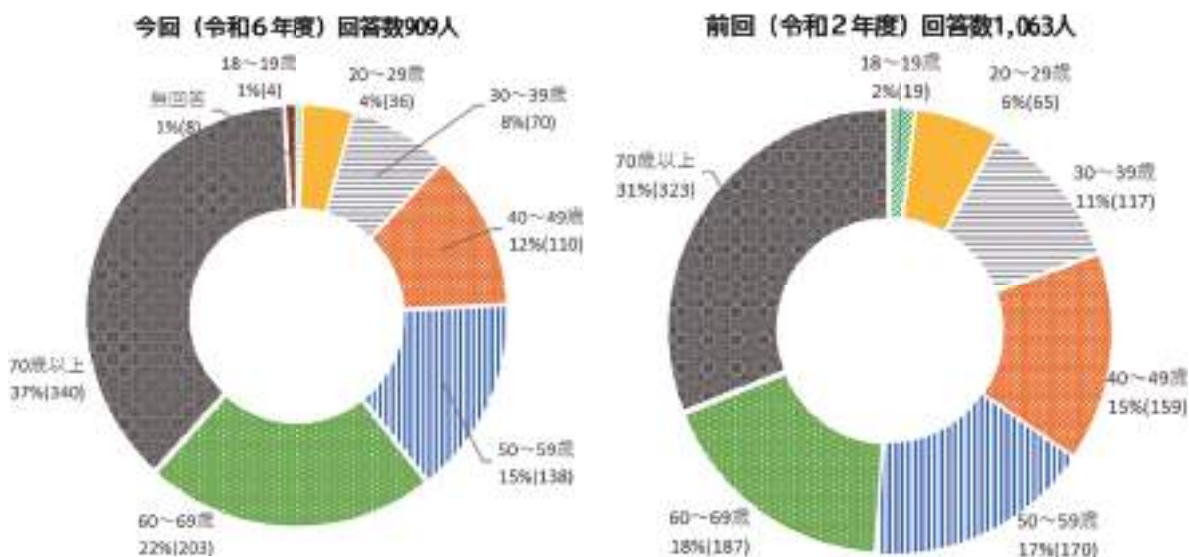
4 アンケート調査から見える地域の現状と課題

令和6（2024）年9月10日（火）から令和6（2024）年9月27日（金）にかけて郡山市在住の18歳以上の男女3,000人を対象として、地域福祉への考えやニーズ等に関する住民の意向を調査しました。

アンケート調査概要

	今回調査（R6年度）	前回調査（R2年度）
実施期間	令和6（2024）年9月10日から 令和6（2024）年9月27日まで	令和3（2021）年2月12日から 令和3（2021）年3月5日まで
調査対象	3,000人（無作為抽出）	3,000人（無作為抽出）
回答者数	909人（有効回答率：30.3%）	1,063人（有効回答率：35.4%）
調査方法	配布：郵送 回答：郵送及びオンライン回答	配布：郵送 回答：郵送

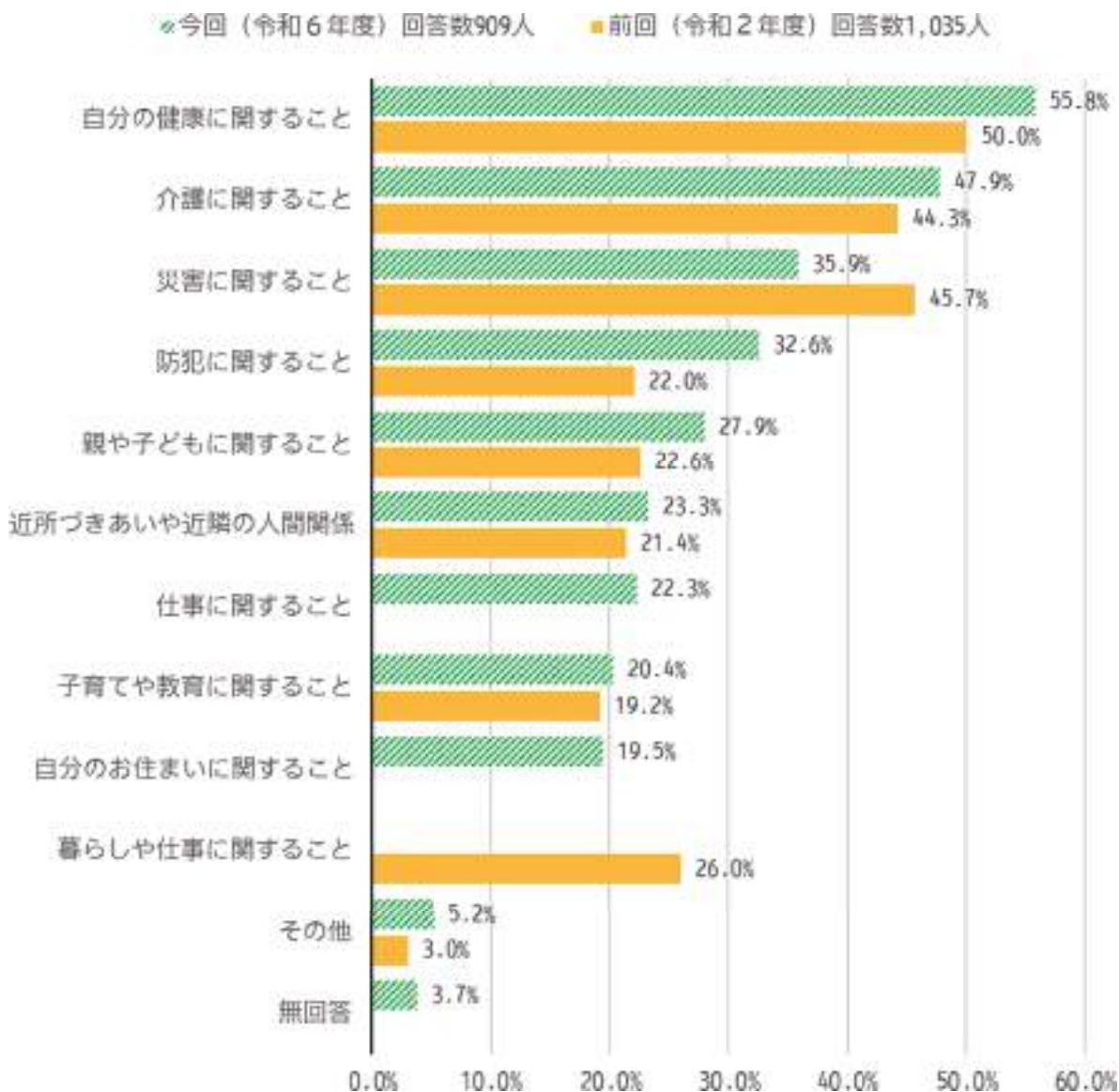
【回答者年齢構成】



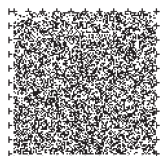
(1) 日常的な暮らしについて

日常的な暮らしにおける不安や困り事の項目では、前回調査と比較すると上位3項目は変わりませんが、「災害に関すること」を不安に思う人の割合が減少している一方で、「自分の健康に関すること」、「介護に関すること」を不安に思う人の割合が増加しており、高齢化社会の進展が影響していると考えられます。

【①毎日の暮らしの中での困りごと、不安なことは何ですか。[複数回答]】



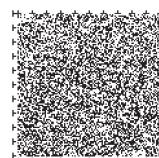
※「暮らしや仕事に関すること」がなくなり、「自分のお住まいに関すること」「仕事に関すること」は今回から追加。



困り事や不安に係る相談相手の項目においては、「家族」、「配偶者」、「知人・友人」が前回調査に引き続き上位3項目を占めており、相談相手が家族や配偶者に限定される傾向が強い一方、「市役所などの窓口」等公的窓口の活用は、前回同様9.7%という結果にとどまっています。

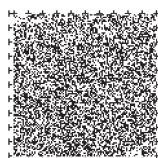
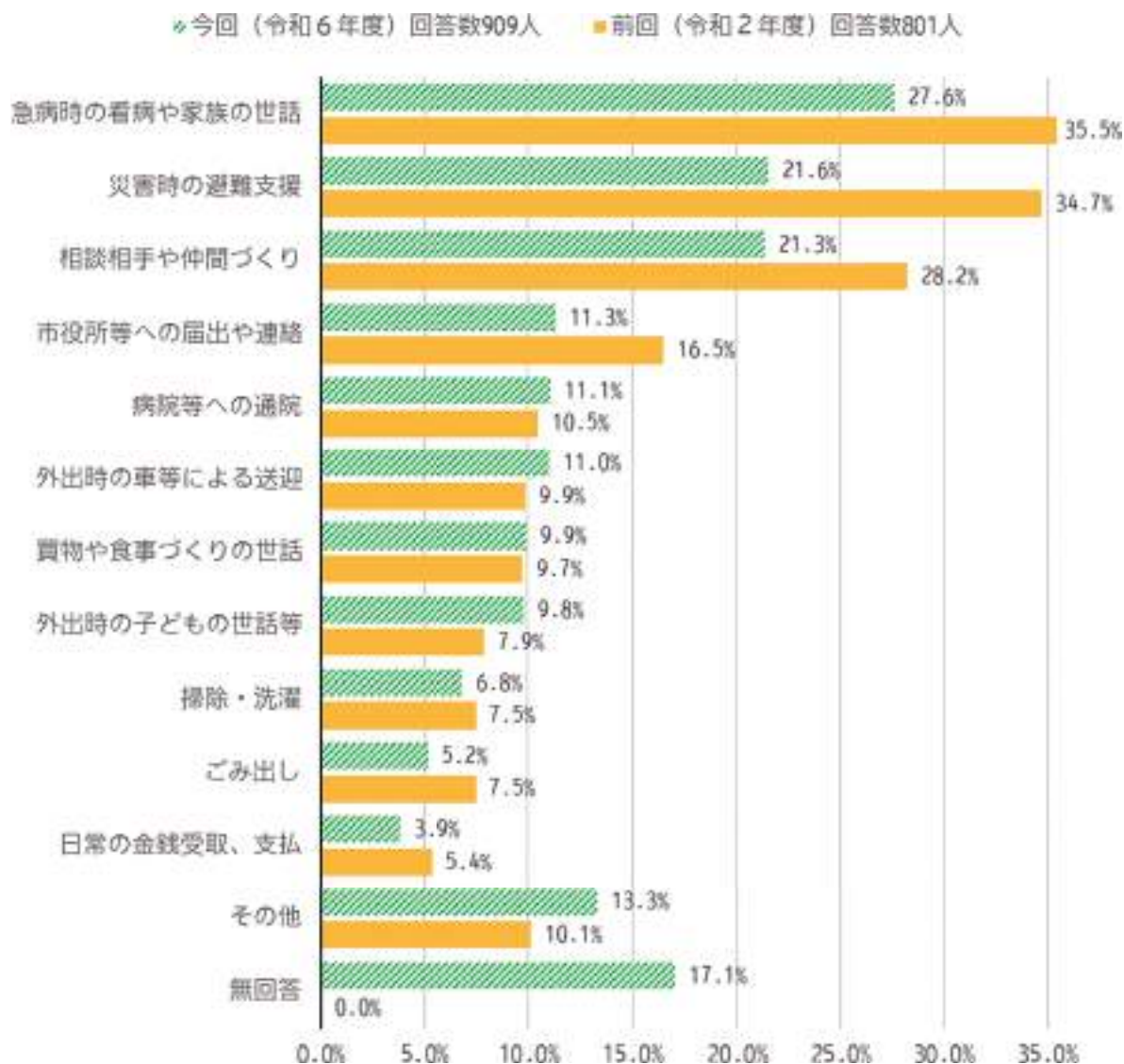
高齢化の進行や単身世帯の増加を背景に、近隣で相談できる相手がいないケースや、公的相談窓口の存在・利用方法が十分に認知されていない状況が考えられます。したがって、民生委員をはじめとした地域の見守りを担う人材の育成・支援及び行政・関係機関における相談機能の充実と周知・情報発信の一層の推進が求められます。

【②困りごとや不安がある時誰に相談しますか。〔複数回答〕】



日常生活で手伝ってほしいことの項目については、「急病時の看病や家族の世話」、「災害時の避難支援」、「相談相手や仲間づくり」が他の項目に比べてニーズが高い結果となりました。日常の地域のつながり・見守り体制や要配慮者への緊急時の支援体制の強化などの必要性が考えられます。

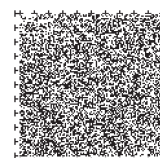
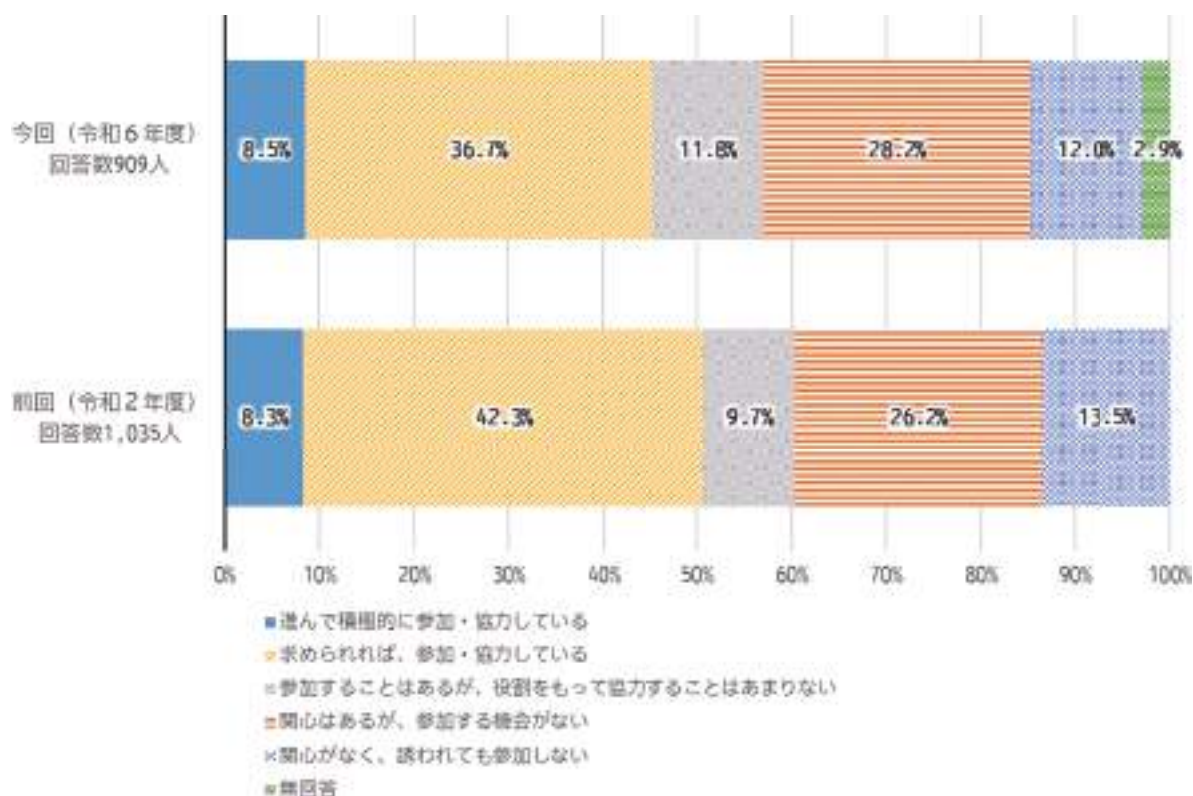
【③暮らしの中で手伝ってほしいこと〔複数回答〕】



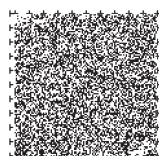
(2) 地域活動やボランティア活動・NPO活動について

地域活動への参加状況の項目では、参加経験者は57%で、前回調査時より3.3ポイント減少しました。参加している地域活動の内容としては、町内会が52.6%で、最も多い結果となりました。

【①地域活動への参加状況】

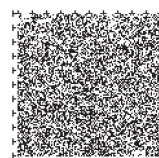
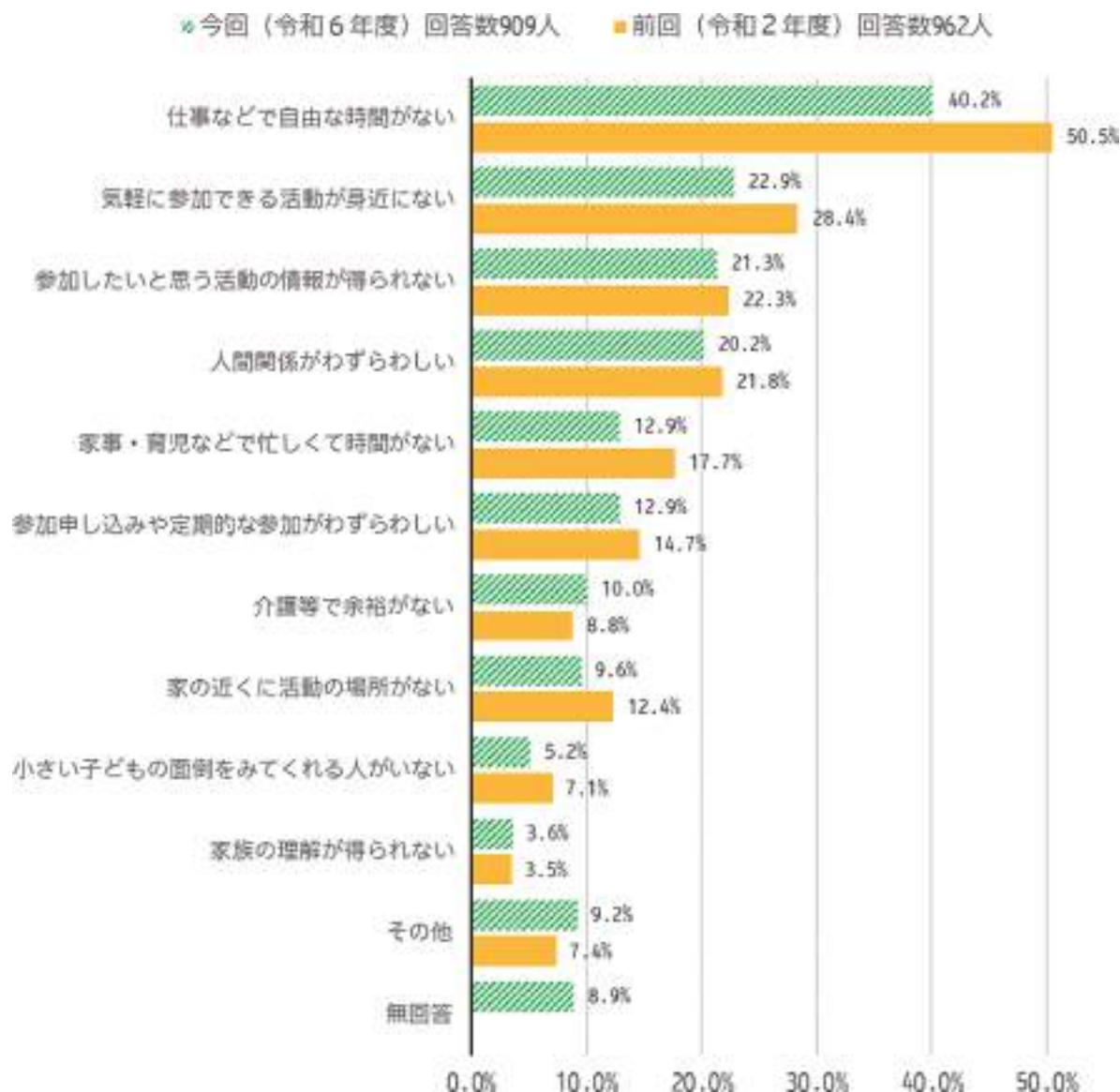


【②参加している地域活動の種類】



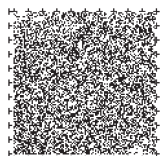
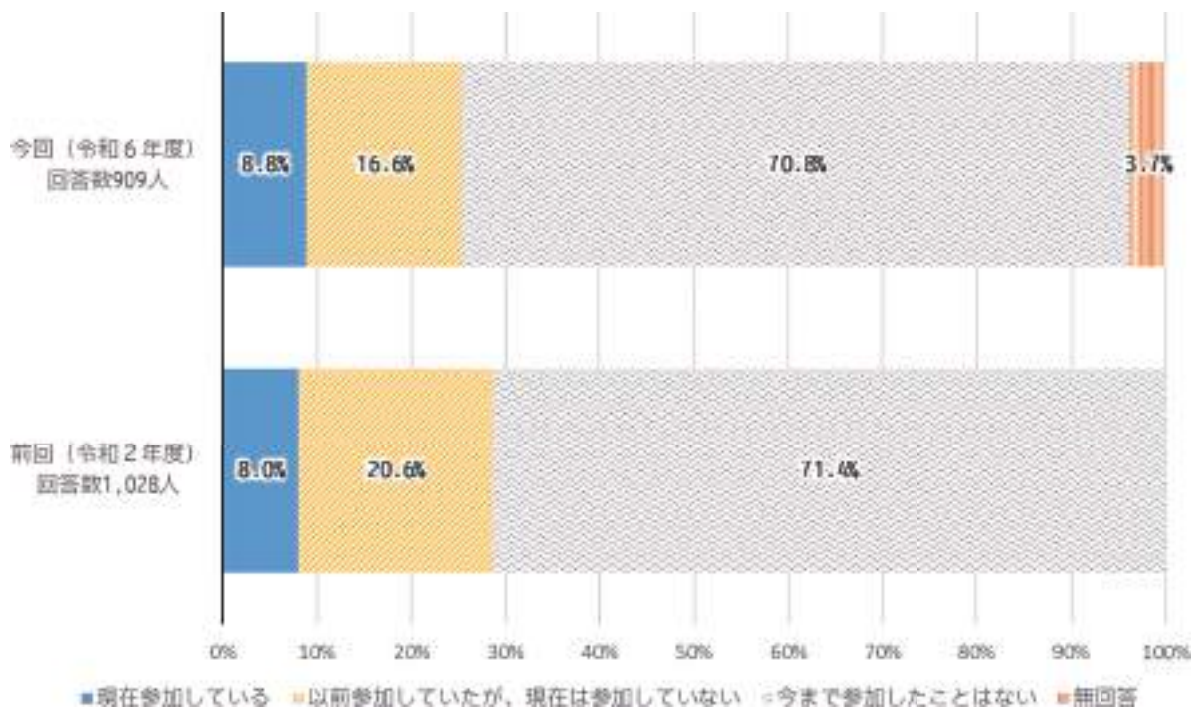
地域活動への参加が難しい理由としては、回答者の40.2%が「仕事などで自由な時間がない」というものでした。しかし、時間的要因以外にも「情報が得られない」や「気軽に参加できる活動等が身近にない」といった環境的要因も上位項目となっていることから活動内容の情報発信や気軽に利用できる場所の整備・提供が求められています。

【③地域活動への参加が難しい理由〔複数回答〕】

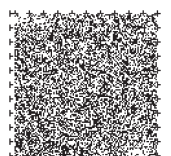
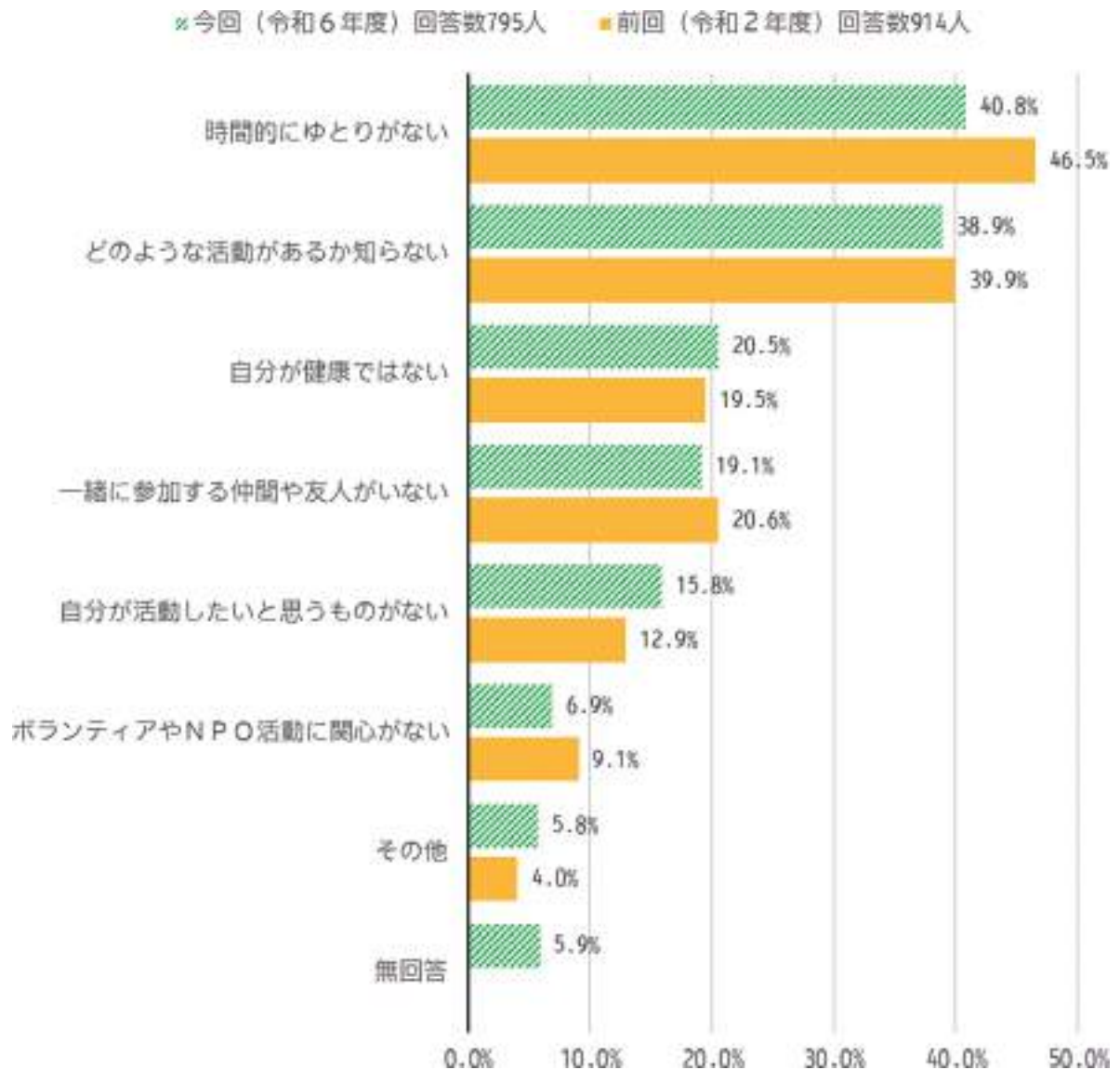


ボランティア活動・NPO活動への参加状況の調査では、参加経験者は 25.4%となり、前回調査比で 3.2 ポイントの減少となっています。また、参加が難しい理由についても、地域活動と同様の理由が上位を占めています。

【④ボランティア活動・NPO活動への参加状況】



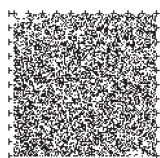
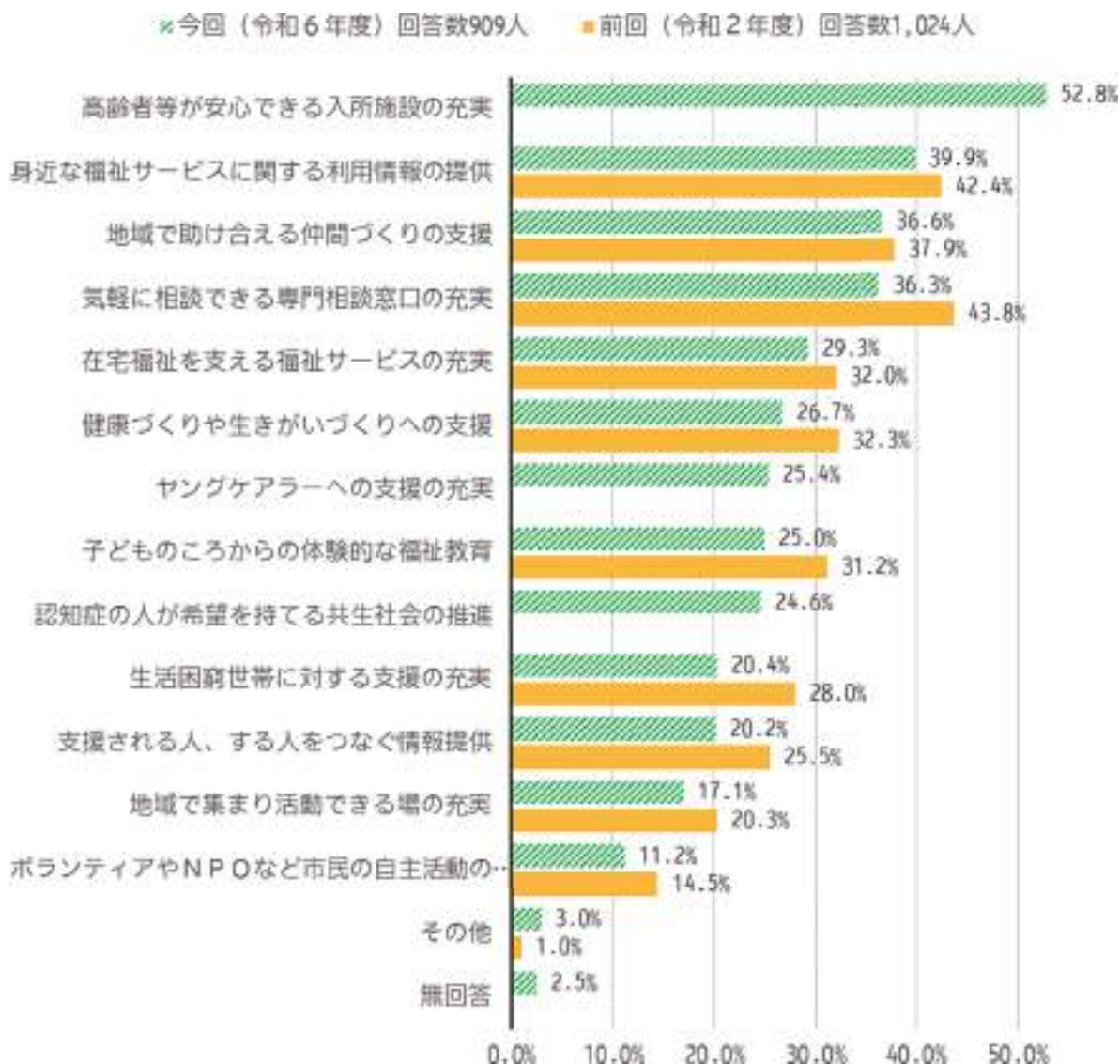
【⑤ボランティア活動・NPO活動への参加が難しい理由〔複数回答〕】



(3) これからの福祉のあり方について

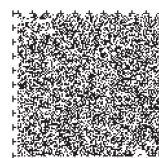
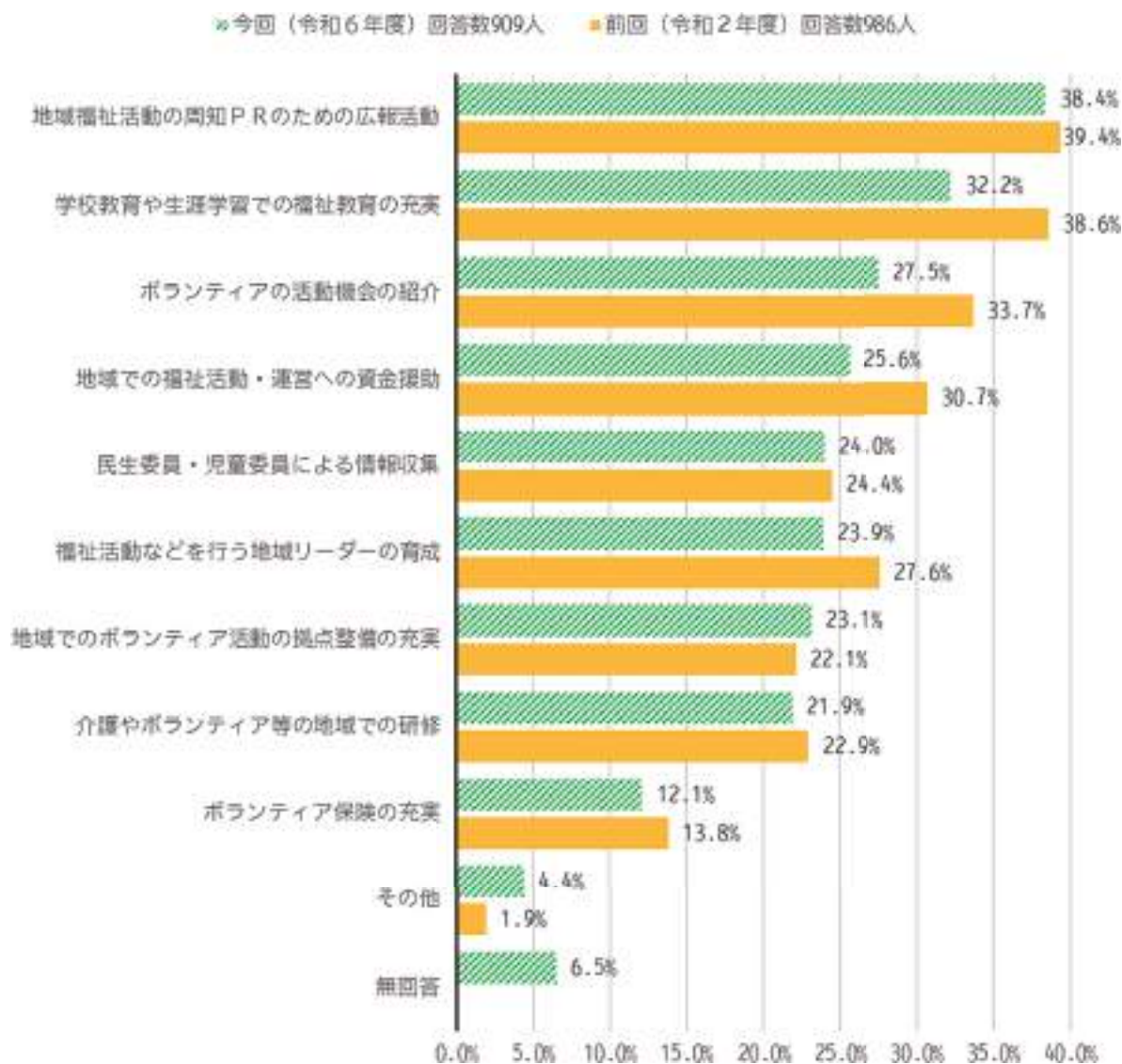
これからの福祉で重点を置くべき施策の項目では、高齢者が安心できる入所施設の充実、情報発信の強化や地域コミュニティへの支援、相談窓口の充実や福祉サービスの充実などに対するニーズが多く見られました。

【①これからの福祉で重点を置くべき施策〔複数回答〕】



地域の助け合い（互助）の促進に向けた取組の調査では、地域活動の広報活動や市民への福祉教育、ボランティアの活動機会紹介などに係るニーズが多い結果となりました。

【②助け合い活動の促進に重要なこと〔複数回答〕】

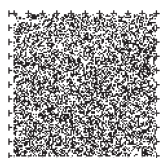
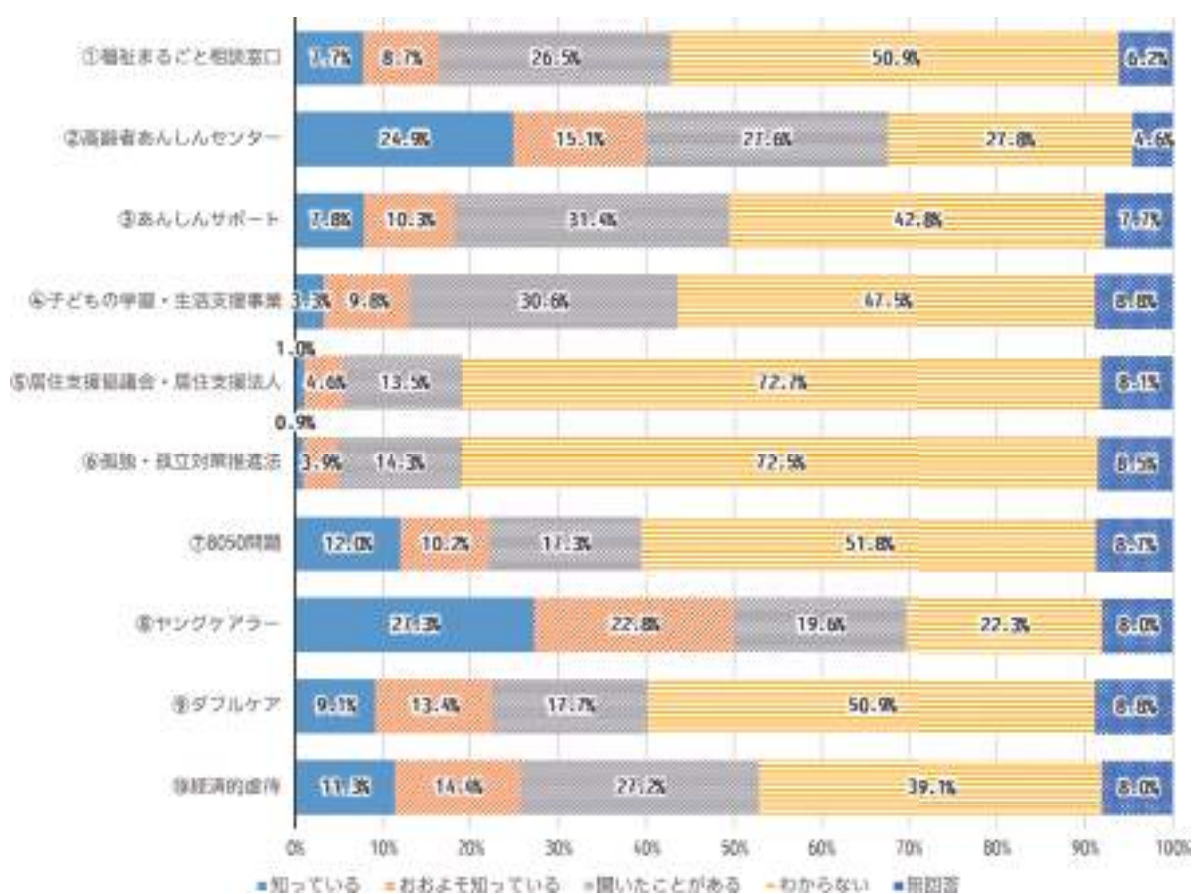


各福祉項目の認知度については、「知っている」と「おおよそ知っている」を合わせた認知度が最も高かったのは、「ヤングケアラー」の50.1%でした。

一方、「福祉まるごと相談窓口」や「あんしんサポート（日常生活自立支援事業）」、「子どもの学習・生活支援事業」の認知度は低く、2割に達していない状況です。また、「孤独・孤立対策推進法」や「居住支援協議会・居住支援法人」についても認知度は非常に低く、「わからない」との回答が7割を超えました。

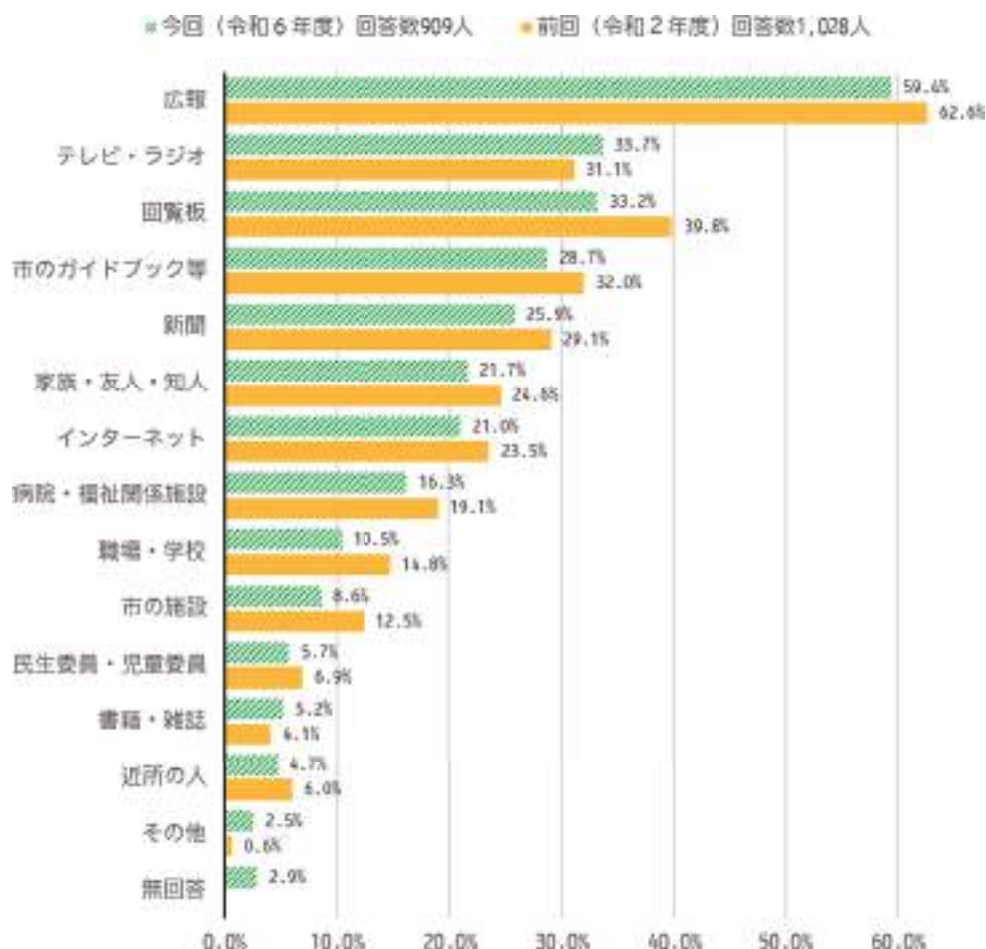
福祉項目の認知度には大きなばらつきがあり、「ヤングケアラー」や「高齢者あんしんセンター」の認知度が比較的高い一方で、その他の福祉サービスや用語等の認知度は低く、効果的な周知・情報発信が必要です。

【③各福祉項目の認知度〔今回調査〕】

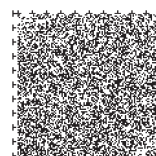
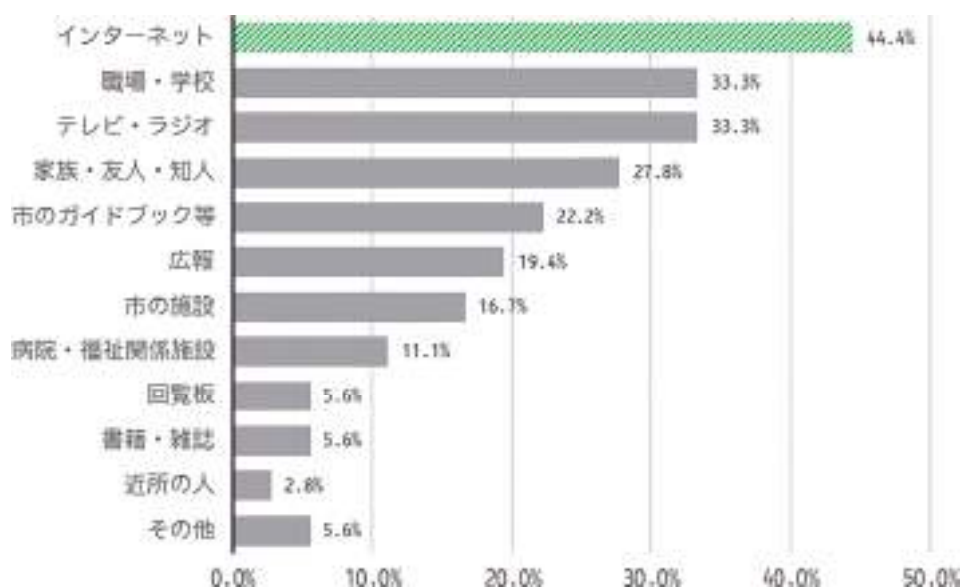


福祉に関する情報の入手方法については、全体では広報誌が59.4%となっていますが、18～29歳の回答者に絞るとインターネットの割合が最も高くなっており、対象者の属性にあわせた情報発信が求められます。

【④福祉に関する情報の入手方法〔複数回答〕】



【18～29歳の回答（回答数36人）〔複数回答〕】



（４）市民アンケートの自由記述について

市民アンケート調査のなかで質問項目のほかに「日頃考えている福祉や地域のあり方に関する要望や考え方」についての自由記述を設け、様々な意見（277件）をいただきました。特に多かった意見については以下のとおりです。

■高齢者が安心して生活するための介護や生活支援、見守り体制強化について（52件）



- ☒ 高齢者が外出しやすい公共交通の整備を進めてほしい。
- ☒ 一人暮らしの高齢者向けの見守りサービスをもっと増やしてほしい。
- ☒ 窓口的なサポートがあると安心感がある。

■地域全体で住民を支えあう福祉サービス強化や公共サービス充実について（30件）



- ☒ 地域住民が支えあえる仕組みを作してほしい。
- ☒ 福祉活動に住民が参加しやすい場を増やしてほしい。

■子育て世帯が安心して生活できるような支援策や保育環境の改善について（25件）



- ☒ こども食堂があると協力したい気持ちがある。
- ☒ 保育士を増やすことに税金を活用してほしい。
- ☒ 子育て支援センターの運営時間を延長してほしい。

■災害時の避難施設や防災体制の充実、生活安全等について（24件）



- ☒ 災害時に安全に避難できる場所をもっと作してほしい。
- ☒ 防災訓練を住民向けに定期的に開催してほしい。

■医療サービスや健康管理等に関すること（22件）

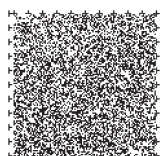


- ☒ 医療サービスを充実してほしい。
- ☒ 医療費助成の事務処理を改善してほしい。
- ☒ 定期的な健康診断を無料で受けられるようにしてほしい。

■障がいを持つ人々が暮らしやすい環境の整備や就労支援について（17件）

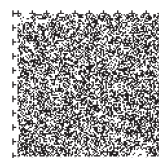


- ☒ 障がい者が安心して生活できるまちづくりを進めてほしい。
- ☒ 無料で利用できる施設や雇用環境を整備してほしい。
- ☒ 公共施設のバリアフリー化をもっと進めてほしい。



第3章

計画の全体像



1 基本理念

本市では、第4期郡山市地域福祉計画において、地域福祉像を「誰一人取り残されない 安全・安心な地域共生のまち 郡山」と定め、地域福祉を推進してきました。

本計画では、第4期郡山市地域福祉計画に引き続き、「地域共生社会」の実現を目指し、次のように基本理念を定めます。

すべての世代がつながり、支えあい、 誰もが安心して暮らせる地域共生のまち 郡山

2 基本目標

国は、地域共生社会の実現のため、「地域課題の解決力の強化」、「地域を基盤とする包括的支援の強化」、「地域丸ごとのつながりの強化」、「専門人材の機能強化・最大活用」という4つの骨格を示しています。

福島県は、「福島県地域福祉支援計画」において、「県民一人ひとりがともにつながり支え合って、いきいき暮らせる地域共生社会の実現」を基本理念とし、福祉の各分野で共通して取り組むべき事項、地域福祉を担う人づくり、地域生活課題の解決に向けた包括的支援体制整備の支援及び災害や新型コロナウイルス感染症などへの対応について、施策の方向性が示されています。

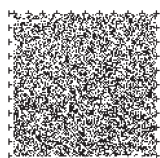
本市では、令和7（2025）年度に策定された「郡山市総合計画」において、健康・福祉・医療分野の基本方針を「暮らしの充実・笑顔になれるまち」とし、「すべての市民が生涯を通じて心身共に健康で安心して暮らせる社会の実現」を重視する視点としております。

これらの国、県、市総合計画の方針を踏まえた上で、本計画は基本理念の実現へ向け、以下の3つの基本目標を掲げます。

基本目標Ⅰ 誰もが地域の担い手としての役割を持ち、互いに支えあえるまち

基本目標Ⅱ 誰もがいつでも生活課題を相談でき、安心して暮らせるまち

基本目標Ⅲ 誰もが心身ともに健康で、生きいきと暮らせるまち



基本目標Ⅰ 誰もが地域の担い手としての役割を持ち、互いに支えあえるまち

少子高齢化の進行や単身世帯（とりわけ高齢者の単身世帯や生涯未婚者の世帯）の増加など、社会情勢の変化により、地域の支え合いの基盤となってきたつながりが弱まっています。町内会の加入率も減少傾向にある中、アンケート調査では、地域の行事や活動に「進んで積極的に参加・協力している」「求められれば参加・協力している」と回答した人の割合は45.2%にとどまり、前回調査の50.6%から5.4ポイント減少しました。これらの状況を踏まえると、地域活動の担い手不足は一層深刻化していると考えられます。

地域福祉活動を将来的にわたって安定的かつ継続的に実施するには活動の担い手となる人材が不可欠です。誰もが地域の中で担い手としての役割を持てるように、地域での支えあい助けあい活動の推進、地域における多様な主体への支援及び活動拠点の整備、地域福祉の担い手の育成を推進します。

基本目標Ⅱ 誰もがいつでも生活課題を相談でき、安心して暮らせるまち

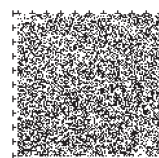
世帯構成の変化、ライフスタイルの多様化により、地域住民が抱える生活課題は複雑化・複合化しています。世帯の中には、制度の狭間に位置するため適切な相談・支援機関につながらず、孤独・孤立となり、状態が深刻化してしまうケースが存在します。

今後一層複雑化・複合化していくと考えられる福祉ニーズに対応するため、分野横断的な相談窓口の充実、課題解決に向けたネットワークの構築、必要な情報を届ける情報発信の充実に取り組みます。

基本目標Ⅲ 誰もが心身ともに健康で、生きいきと暮らせるまち

新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会活動の低下や社会的つながりが希薄化し、身体面及び精神面ともに健やかで生きがいをもって暮らすための健康づくりの重要性が一層高まっています。

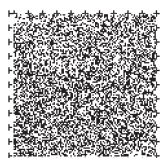
こどもから高齢者まで、誰もが住み慣れた地域で暮らしができるように、生涯を通じた健康づくりの推進、こどもと子育て世代にやさしい環境整備、保健・医療・福祉分野の充実と連携強化を進めます。



3 計画の体系

基本理念及び基本目標の実現に向けて、以下の計画体系とします。

第5期郡山市地域福祉計画		
基本理念	すべての世代がつながり、支えあい、誰もが安心して暮らせる地域共生のまち 郡山	
基本目標Ⅰ	基本施策	Ⅰ 誰もが地域の担い手としての役割を持ち、互いに支えあえるまち
		1 地域での支えあい、助けあい活動の推進
		2 地域における見守り支援体制の整備
		3 地域福祉の担い手の育成
基本目標Ⅱ	基本施策	Ⅱ 誰もがいつでも生活課題を相談でき、安心して暮らせるまち
		1 分野横断的な相談窓口の充実
		2 課題解決に向けたネットワークの構築
		3 必要な情報を届ける情報発信の充実
基本目標Ⅲ	基本施策	Ⅲ 誰もが心身ともに健康で、生きいきと暮らせるまち
		1 生涯を通じた健康づくりの推進
		2 こどもと子育て世代にやさしい環境整備
		3 保健・医療・福祉分野の充実と連携強化
横断的取組		1 孤独・孤立対策の推進
		2 権利擁護と虐待防止の推進
		3 身寄りのない方への支援の推進
		4 セーフコミュニティ活動の推進
		5 非常事態時の支援体制の充実
		6 S D G s の推進
		7 D X （デジタルトランスフォーメーション）の推進
		8 重層的支援体制の充実

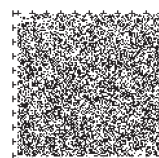


4 各主体の役割

多様化していく福祉ニーズに対応していくためには、行政はもとより、市民一人ひとりや地域、事業者など様々な主体がそれぞれに役割を持ち、協働しながら地域に関わっていくことが重要です。

本計画では、市民一人ひとりが自らの生活の質を維持・向上させるために行う努力や行動である「自助」、自助ではできないことを地域社会が互いに解決して支えあう「互助」及び「共助」、公的機関が体制整備やサービス提供を通じて支援する「公助」を適切に組み合わせることにより、地域共生社会の実現を目指します。

【自助・互助・共助・公助のイメージ図】

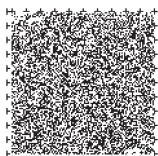


第4章

施策の展開



各基本施策の【市民の声】の欄には、市民アンケート調査において自由記述でお寄せいただいたご意見を掲載しています。記載内容は、原文のままの表記です。



1 施策の展開

基本目標Ⅰ 誰もが地域の担い手としての役割を持ち、互いに支えあえるまち

基本施策（１）地域での支えあい、助けあい活動の推進



現状や課題

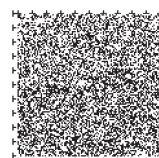
町内会などの地域団体、ボランティア団体や社会福祉協議会は、地域社会において自助・互助の機能を発揮するうえで不可欠な存在です。しかし、本市では町内会加入率が60%を下回っており、アンケート調査でも、地域活動への参加経験がある人は57%、ボランティア活動・NPO活動への参加経験がある人は25.4%にとどまりました。参加が難しい主な要因としては、「時間的ゆとりがない」「活動内容や状況がわからない」「気軽に参加できるものがない」などが挙げられました。

地域の自助力・互助力を持続的に高めていくために、地域活動に関する情報発信の充実や、地域団体への支援の一層の強化が求められています。



市民の声

- ☒ 地域での関わりについては、生活、お金、時間の面から、正直他人にかまっている時間は無い。仲悪くしたいわけではなく、気持ちに余裕がないので、必要以上に関わりたいたと思わない。(20代女性)
- ☒ 高齢者だけでなく、誰かのお役に立ちたいと思っている方も多いと思います。(70代以上女性)





各主体の取組内容

自助（市民の役割）	互助（地域の役割）
○地域活動内容を理解し、積極的に参加します。 ○市民一人ひとりが地域福祉の担い手であるとの意識を持ち、地域社会への理解と関心を深めます。	○地域行事や地域活動について広報し、参加を促します。 ○地域活動を企画・実施し、住民の地域福祉に対する意識啓発に努めます。
共助（事業者の役割）	公助（行政の役割）
○地区社協の区域ごとに第2層協議体を設置し、情報共有と課題解決の協議を行います。【社会福祉協議会】 ○様々な専門性を生かし、地域行事に参加するなど住民の地域福祉に対する意識啓発に努めます。	○社会福祉協議会、地域団体等への事業を支援します。 ○関係機関と協力し、地域活動の情報発信、参加・活躍の場の確保等に努めます。

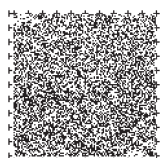
基本施策（2）地域における見守り支援体制の整備



現状や課題

近年、気候変動等に起因する大規模な自然災害が発生し、地域での助けあいや見守り体制の重要性が再認識されています。アンケート調査からは、災害に対する不安感、災害時の避難支援のニーズが確認されました。また、高齢化率の上昇、高齢者単独世帯数の増加、要介護認定者数の増加傾向、外国人住民の増加傾向からも、非常事態時に支援を必要とする人は今後も増加すると考えられます。

各主体が連携し、日常の見守り活動、要支援者に関する日頃からの情報共有や地域の特性に合わせた支援体制の整備が求められています。





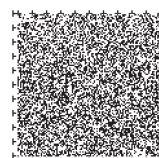
市民の声

- ☑地域で見守りを心掛けていますが、自分も年をとるにつれて出来なくなってきた事も増えてきました。(60代女性)
- ☑日常生活は特になにもなくても災害時は隣近所助け合ったので、とても心強かったのを覚えています。(60代女性)



各主体の取組内容

自助（市民の役割）	互助（地域の役割）
○地域の支援を必要とする人の情報を行政や民生委員・児童委員などに報告します。 ○日頃から近隣住民との積極的な交流を図り、お互いに支えあえるつながりを形成します。 ○避難行動要支援者避難支援制度への登録申請を行います。	○民生委員・児童委員が中心となり、地域の見守り活動の実施及び困りごとの相談を受け付けます。
共助（事業者の役割）	公助（行政の役割）
○地域による見守り活動を支援します。 【社会福祉協議会】 ○地域の集いの場への参加が難しい高齢者等に対して、訪問による見守り活動を実施します。【社会福祉協議会】	○避難行動要支援者避難支援制度の制度対象者に対して、周知及び登録勧奨を行います。 ○避難行動要支援者避難支援制度の登録者名簿を作成し、関係機関及び地域に提供して情報共有を図ります。



基本施策（３）地域福祉の担い手の育成



現状や課題

地域福祉を推進するうえでは、誰もが地域の中で役割を持ち、担い手となることが自助力・互助力を高めるうえで不可欠です。しかし、令和７（２０２５）年１２月１日時点で地域福祉の中心的担い手である民生委員・児童委員は、定数に対して欠員が生じています。また、平均年齢は６９.６歳（令和４（２０２２）年同日比＋１.６歳）となっており、地域福祉活動の担い手不足と高齢化が顕在化しています。

民生委員・児童委員をはじめとする地域福祉の担い手に関する情報発信や研修の充実により、既存の担い手への支援を強化するとともに、新たな担い手の発掘・育成を進めることが求められています。



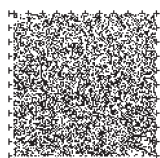
市民の声

- ☒ 町内会活動、集まりもなくなり、町内会員の付き合いも薄くなり、コロナ前のようになっていない。（７０代以上男性）
- ☒ ボランティアも大事だとは思いますが…民生委員にしても、あまり個人に負担がかかり過ぎない様に出来たら良いと思います。（７０代以上女性）



各主体の取組内容

自助（市民の役割）	互助（地域の役割）
○福祉サービスの受け手だけでなく、地域福祉活動の担い手であることを認識します。 ○民生委員・児童委員の活動や役割への理解を深め、活動に協力・参加します。	○民生委員・児童委員が中心となり、地域の見守り活動の実施及び困りごとの相談を受け付けます。



共助（事業者の役割）	公助（行政の役割）
○ボランティア登録（個人・団体）を行い、登録者に対して情報提供等の支援を行います。【社会福祉協議会】 ○地域を対象とした地域福祉活動やボランティア活動に関する出前講座を実施します。【社会福祉協議会】	○民生委員・児童委員等の活動を支援します。 ○民生委員・児童委員等になられた方に対して研修を行います。 ○民生委員・児童委員等の地域福祉活動を発信し、市民理解を深め、人材確保と活動しやすい環境を整えます。 ○市民活動団体への人材育成や支援を行います。

基本目標Ⅱ 誰もがいつでも生活課題を相談でき、安心して暮らせるまち

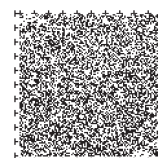
基本施策（１）分野横断的な相談窓口の充実



現状や課題

少子高齢化の進行やライフスタイルの多様化による社会構造の変化を背景として、複数の制度や分野にわたる複雑化・複合化した地域生活課題の解決に係るニーズは高まってきています。本市においても、「福祉まるごと相談窓口」において、複雑化・複合化した相談を受け付けていますが、相談件数は、令和２（２０２０）年と令和６（２０２４）年を比較すると、１,８３９件増加（令和２（２０２０）年比１２５.９ポイント増加）しており、顕著に増えている状況にあります。

複雑化・複合化した地域生活課題に対しては、関係機関等と連携した相談支援のコーディネートを行い、ワンストップで生活課題を受け止める相談場所やツールの充実が求められています。





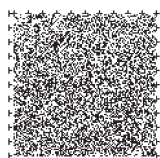
市民の声

- ☑どこに相談すれば良いか、どのような支援があるか、という事を知る機会が必要だと思っています。(40代女性)
- ☑介護にしろ、日常生活にしろ、困った事、悩み事がある時、相談する(できる)窓口があるといい。まずこの番号(そこで内容によって振り分けてつながる仕組み)にかければ良いという連絡先があるといい。(50代女性)



各主体の取組内容

自助（市民の役割）	互助（地域の役割）
○生活課題について、一人で抱え込まず行政、相談支援機関、民生委員・児童委員などに相談します。 ○生活課題を抱えている人に相談窓口を紹介します。	○地域での生活課題を抱えているケースの情報を各相談支援機関や行政につなぎます。
共助（事業者の役割）	公助（行政の役割）
○福祉関係事業者の相談支援機能を地域に提供するとともに、行政と連携することにより相談機能の充実を図ります。 ○専門知識や技術を生かし、相談・支援活動を行います。	○相談支援機関と関係機関と行政の連携を深め、多様な生活課題に対応できる包括的な相談支援体制を整備・強化します。 ○誰もが気軽に相談できるよう相談窓口や業務内容について、情報発信します。



基本施策（２）課題解決に向けたネットワークの構築



現状や課題

単身高齢者世帯の増加やライフスタイルの多様化、さらに生活課題の複雑化・複合化により、民生委員・児童委員などの地域福祉活動や既存の福祉サービスだけでは解決できない課題が顕在化しています。

本市、社会福祉協議会、福祉サービス事業者、ボランティア・NPO団体、民生委員・児童委員などとの連携を一層強化し、限られた人員の中で互助・共助・公助がより効果的に機能する体制づくりが求められています。

一体的に策定する「重層的支援体制整備事業実施計画」においては、各主体が共通認識のもと包括的な支援体制を構築できるよう、事業内容と事業提供体制を明示します。



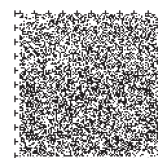
市民の声

- ☒ 義務教育課程修了の時点、18歳時点等、制度の狭間、支援の切れ目を意識した計画策定が求められる。(30代男性)
- ☒ 気軽に相談できて、それぞれの専門分野の方と関係できるようなシステムや育成が大切かと思います。(60代男性)



各主体の取組内容

自助（市民の役割）	互助（地域の役割）
○社会福祉協議会、福祉サービス事業者、ボランティア団体、地域活動団体などの活動への理解を深め、活動に協力・参加します。	○地域の生活課題を把握し、情報を各相談支援機関や行政につなぎます。



共助（事業者の役割）	公助（行政の役割）
○ボランティア団体や地域活動団体との交流会を行い、意見・情報交換を実施することで新たなつながりを構築します。【社会福祉協議会】 ○様々な主体が連携して事業を実施することにより、地域福祉活動の充実を図ります。	○様々な主体と連携した事業を推進することにより、事業効果の向上を図ります。 ○個人や世帯が抱える複雑化・複合化した課題に対応する包括的な支援体制の整備に努めます。

基本施策（3）必要な情報を届ける情報発信の充実



現状や課題

現在、私たちを取り巻く生活環境は大きく変化しており、それに伴って福祉制度やサービスの内容も目まぐるしく変わっています。多様なバックグラウンドを持つ市民に情報が公平に届くよう、誰にでも分かりやすい言葉と周知方法で発信していくことが欠かせません。

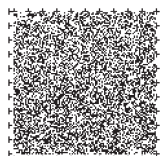
また、インターネット上の偽情報や誤情報の流布・拡散は近年社会問題となっており、情報を取得・拡散する際には、発信元の確認や信頼できる情報源との照合を徹底することが重要です。

そして、誰もが必要なときに正確な情報へ円滑にアクセスできるよう、情報提供の手段と内容を一段と充実させていくことが求められます。



市民の声

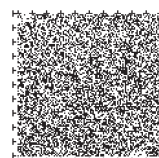
- ☒ 自ら行動しないと情報を得られない環境なので、せめて地域ごとに情報を発信して、情報を流して欲しいと思っています。(70代男性)
- ☒ 福祉に対する情報発信が少ないと感じる一方、無関心の人も多いと思われます。(50代男性)





各主体の取組内容

自助（市民の役割）	互助（地域の役割）
○地域福祉に関心を持ち、広報誌やインターネット等から積極的に情報収集を行います。 ○偽情報・誤情報に気を付けつつ、近隣での情報共有に努めます。 ○市ウェブサイトや「みなさんの声」などで、市民の意見を行政に伝えます。	○広報誌や回覧板の配布など、地域内の情報共有に努めます。 ○単身高齢者世帯など情報が届きにくい世帯を気かけます。
共助（事業者の役割）	公助（行政の役割）
○情報の受け手の視点に立ち、誰にでも分かりやすい言葉と周知方法で発信することに努めます。 ○事業に関する情報を積極的に開示します。	○ホームページや広報誌、各種パンフレット等は、ユニバーサルデザインに配慮し、誰にでも分かりやすい言葉と周知方法で発信することに努めます。 ○対象者の属性に応じた発信方法を選択することで、情報を必要とする人に的確に届くように努めます。 ○パブリックコメントや「みなさんの声」など、市民が意見を届けられる手段を設け、市民参加の機会を創出します。



基本目標Ⅲ 誰もが心身ともに健康で、生きいきと暮らせるまち

基本施策（１）生涯を通じた健康づくりの推進



現状や課題

高齢者単身世帯の増加や新型コロナウイルス感染症の拡大による社会活動の低下及び社会的つながりの希薄化により、身体面及び精神面の健康づくりの重要性が高まっています。アンケート調査においても、日常生活の困りごと・不安なことの設問では、「自分の健康に関すること」が55.8%（前回調査比5.8ポイント増）で最も割合が高く、日常生活で手伝ってほしいことの設問でも、「急病時の看病や家族の世話」が27.6%で最も割合が高くなっており、健康に関する施策へのニーズの高まりが窺えます。

保健分野の個別計画である「みなぎる健康生きいきこおりやま21」及び「郡山市食育推進計画」との整合性を図りながら、誰もが生きいきと暮らせるような取組を推進していく必要があります。



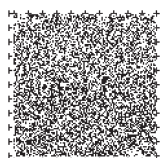
市民の声

- ☒ 健康のためにも外に出て何かに参加できるものを、もっと小さな範囲で行って、人を外に出すようにするべきかなと思う。(40代女性)
- ☒ 子供が体を使って遊べる場所があれば、健康的になり、肥満も減ると思う。体力向上にもつながる。子供が自分の足で、身近に行ける公園が欲しい。(50代女性)



各主体の取組内容

自助（市民の役割）	互助（地域の役割）
○健康へ興味・関心を持ち積極的に健康づくりに取り組みます。 ○自分に合ったストレス解消法を見つけ、実践します。 ○自分が持つ健康維持に関する知識・経験を地域社会に提供します。	○健康づくりに関する活動を企画し、仲間づくりに努めます。 ○地域行事や地域活動について広報し、参加を促し、社会的なつながりを深めます。



共助（事業者の役割）	公助（行政の役割）
○検診（健診）について、より受診しやすい環境を整備し、情報発信を行います。 ○健康づくりに関する情報発信に努めます。	○健康相談等を受けやすい環境整備に努めます。 ○健康づくりに関する情報発信を行います。 ○データに基づく保健事業の実施と関係機関連携により、ライフステージ別の健康づくり施策を強化します。

基本施策（2）こどもと子育て世代にやさしい環境整備



現状や課題

こども・若者は、まちの活力を生み出すうえで欠かせない存在であるとともに、本市の次の100年を支える重要な担い手でもあります。しかし、本市の出生数、合計特殊出生率、児童人口はいずれも減少傾向にあります。

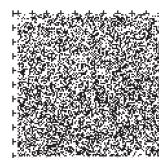
核家族化の進行やインターネットの普及を背景に、子育て環境やこども・若者を取り巻く状況は急速に変化しています。その結果、こどもの貧困や虐待、ヤングケアラー、不登校・ひきこもりなど、こども・若者に関わる福祉課題は複雑化・複合化し、同時に多様化しています。アンケート調査においても、「親や子どもに関すること」「子育てや教育に関すること」を困りごと・不安ごととして挙げる割合が、前回調査と比べて増加しており、多様化する福祉ニーズに対応した子育て支援・こども若者支援の一層の充実が求められていることが窺えます。

福祉分野の個別計画である「郡山市こども・若者計画」との整合性を図りつつ、すべてのこども・若者が生まれ育った環境に左右されることなく、健やかな成長を社会全体で支えあう環境整備に継続して取り組むことが必要です。



市民の声

- ☒ 子ども食堂が身近にあると少し、協力したいと思います。(70代以上女性)
- ☒ 出産、育児、学習、教育、そしてその環境改善にもっともっと力を注ぐべき。(50代男性)





各主体の取組内容

自助（市民の役割）	互助（地域の役割）
○子育てに関する情報収集に努めます。 ○地域、行政、事業者が主催する子育て活動へ積極的に参加します。	○地域活動について広報し、参加を促し、社会的なつながりを深めます。 ○子育て中の保護者が孤立しないよう、声かけや情報交換の場作りに努めます。 ○地域で子育てを支える担い手として、サポーターなどの活動に参画します。
共助（事業者の役割）	公助（行政の役割）
○施設を地域へ開放するなど地域との関わりをより深めます。 ○教育・保育施設等関係機関との情報交換や連携を強化します。	○こども・若者、親世代に伝わりやすい方法で、子育て、こども・若者支援に関する情報を発信します。 ○こども・若者がすこやかに成長するための多様な遊びや体験、活躍できる機会を確保・提供します。 ○多様化する福祉ニーズへの対応と充実のため、支援内容や体制整備、人材の確保について関係機関と継続的な検討機会を設けます。

基本施策（3）保健・医療・福祉分野の充実と連携強化

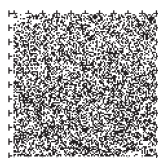


現状や課題

高齢化率の上昇や高齢者単身世帯の増加、ライフスタイルの多様化により、市民の医療ニーズが増加、多様化していることから、保健・医療・福祉分野のさらなる連携強化が必要とされています。

本市において、高齢化率は、平成 17（2005）と令和 7（2025）年を比較すると、11.1 ポイント上昇しており、高齢化が急速に進行しています。また、アンケート調査では、日常生活で手伝ってほしいこととして「病院への通院」を挙げた人が 10 人に 1 人に上りました。

こうした状況を踏まえ、医療・福祉の専門性と地域の力を結びつけた支援体制の一層の強化が求められています。





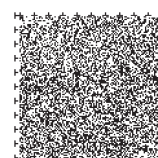
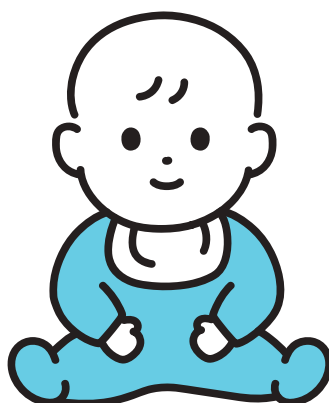
市民の声

- ☒ 休日の医療機関が少ないと思いますので、もう少し多くして欲しい。(70代以上女性)
- ☒ 病院の送迎だったり、福祉が充実することを願っています。(70代以上女性)



各主体の取組内容

自助（市民の役割）	互助（地域の役割）
○医療制度、救急医療の役割への理解を深め、適切な受診に努めます。 ○心身の不調を感じた際には、一人で抱え込まず、早期に専門家や相談窓口にご相談します。 ○支援サービスを活用しながら、自身が抱える課題解決に向けた行動を起こします。	○医療制度・救急医療の役割を正しく理解し、啓発に努めます。 ○地域のなかでの助けあい活動や見守り活動を行います。
共助（事業者の役割）	公助（行政の役割）
○医療を受けやすい職場環境の整備に努めます。 ○保健・医療・福祉に関する情報提供に努めます。	○休日・夜間急病センターの運営など救急医療体制を確保します。 ○医療相談窓口の周知を図り、相談内容について、医療機関との連携を図ります。

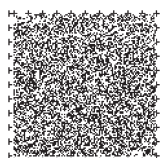


2 関連事業一覧

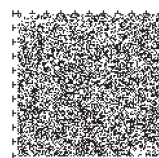
本計画は、郡山市総合計画の保健福祉に関連する分野の部門別計画であることから、郡山市総合計画の行政計画である第一次実施計画（令和 8（2026）年度～令和 11（2029）年度）の保健福祉分野の事務事業等を関連事業に設定します。

基本目標Ⅰ 誰もが地域の担い手としての役割を持ち、互いに支えあえるまち

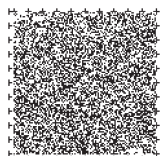
No.	担当課	事業名	事業概要	SDGs
1	保健福祉部 保健福祉総務課	社会福祉大会開催事業	市民の社会福祉に対する理解を深めるとともに、地域福祉の一層の推進を図るため、市社会福祉大会を開催します。（3年に1度）	1.3 3.4 10.2
2	保健福祉部 介護保険課	介護サービス適正実施 指導事業【介護保険】	介護サービスの質の確保・向上や介護サービスの適正な実施を図るため、介護サービス事業者等へ指導・支援を行います。	1.3 10.2
3	保健福祉部 健康長寿課	長寿社会対策推進事業	年齢に捉われず地域において活躍できる高齢者を養成するとともに、高齢者自身の社会参加を促すことで健康寿命の延伸に向けた取組を推進します。また、今後ますます進展する高齢社会において、全ての世代が自身の担うべき役割を考える場を提供します。	1.3 4.5 10.2
4	保健福祉部 健康長寿課	老人クラブ育成事業	高齢者の生きがいづくりのため、多様な社会参加活動を通じて高齢期の生活を充実して送れるよう、地域牽仕活動や健康づくり活動などの、老人クラブ活動を支援します。	1.3 10.2
5	保健福祉部 地域包括ケア 推進課	配食サービス活用事業 【介護保険】	食事管理が困難な高齢者の栄養改善及び安否の確認を行うため、配食サービスを行います。	1.3 2.2 3.8 10.2
6	保健福祉部 地域包括ケア 推進課	ひとり暮らし高齢者等 緊急通報システム事業	心身に支障のあるひとり暮らし高齢者等の在宅生活での不安感解消と事故発生を防止するため、緊急時に緊急通報受信センターと連絡できる機器等の貸与を行います。	1.3 3.8 10.2
7	こども部 保育課	私立保育園運営費 補助事業	認可外保育施設に入所している乳幼児の良好な保育環境を確保するため、特定非営利活動法人郡山市私立保育園連絡協議会に対して助成を行います。	4.2
8	こども部 保育課	私立幼稚園運営費 補助事業	私立幼稚園に運営費を補助し、教育環境の向上や保護者の負担軽減を図るとともに、幼児教育の振興を図ります。	4.2
9	こども部 保育課	私立幼稚園教職員 研修費補助事業	私立幼稚園の教職員研修を実施している郡山市私立幼稚園・認定こども園連合会に対して、研修会に要する経費の一部を補助します。	4.2
10	こども部 こども総務企画課	青少年健全育成 推進協議会補助事業	地区協議会（34地区）に対する活動費補助、健全育成推進大会の開催等を行います。	4.1



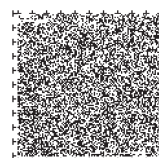
No.	担当課	事業名	事業概要	SDGs
11	市民部 市民・NPO 活動推進課	地域集会所補助事業	地域活動の拠点となる集会所に対して、整備費等の一部を助成します。	13.1 13.17
12	市民部 市民・NPO 活動推進課	町内会活動促進事業	住民自治組織の健全な育成と連携強化を図るため、郡山市自治会連合会に対し運営費を助成します。町内会加入を促進するため、2020年10月2日に締結した協定に基づき、町内会、不動産団体及び市が連携を図ります。	17.17
13	市民部 ダイバーシティ 推進課	人権啓発活動推進事業	お互いを認め合い、すべての市民の人権が尊重され、守られる社会づくりを推進するため、人権擁護思想の普及を目指します。 また、犯罪被害者等の支援に係る施策の実施や福島県パートナーシップ制度における「福島県パートナーシップ届出書受理証明書」交付に伴う本市での利用可能行政サービスの集約及び周知等を行います。 ●犯罪被害者等支援条例の施行に伴う情報共有・連携強化、広報・啓発実施	5.1 10.2 10.3 11.7 16.b
14	市民部 市民・NPO 活動推進課	町内会長等と市長との懇談会事業	市民の意見を広く市政に反映させ、協働のまちづくりを推進するため、町内会長や各種団体等の代表者と市長との懇談会を開催します。実施内容は、町内会の活動事例の発表、意見交換、市政情報の発信を行います。	17.17
15	保健福祉部 地域包括ケア 推進課	シルバーハウジング 生活援助員派遣事業 【介護保険】	在宅福祉サービスの充実を図るため、高齢者世話付き住宅入居者に対して生活援助員を派遣し、生活指導や安否確認を行います。	1.3 3.8 10.2
16	教育委員会 教育総務部 生涯学習課	明るいまちづくり事業	地域の連帯意識を醸成するため、花いっぱい運動の推進や危険箇所の啓発を実施している、明るいまちづくり推進委員会協議会に対する運営費補助を行います。	17.17
17	こども部 こども総務企画課	青少年団体育成事業	郡山市子ども会育成連絡協議会をはじめ青少年団体に対する事業活動費補助を行います。	4.1
18	保健福祉部 介護保険課	地域密着型サービス拠点 整備補助事業	地域における高齢者支援のためのサービスの拠点となる小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等の整備に要する費用の補助を行います。	1.3 10.2 11.7
19	保健福祉部 保健福祉総務課	援護法関係団体 育成事業	戦没者遺族とその家族の福祉向上を図るため、市遺族会の運営に対して支援を行います。	1.3 10.2 17.17
20	保健福祉部 保健福祉総務課	保護司会補助事業	犯罪・非行の防止、犯罪を犯した者の更生保護を図るため、保護司会の運営に対して支援を行います。	1.3 10.2



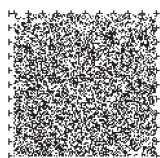
No.	担当課	事業名	事業概要	SDGs
21	保健福祉部 保健福祉総務課	民生児童委員協議会 連合会育成事業	地域福祉の向上を図るため、民生・児童委員の活動 及び研修等に対して支援を行います。	1.3 3.2 3.4 3.5 10.2 16.2
22	保健福祉部 保健福祉総務課	福祉のまちづくり事業	地域福祉の充実を図るため、各地区の社会福祉協 議会が実施する在宅福祉サービス事業に対する支援を 行います。	1.3 3.2 3.4 3.5 10.2 16.2
23	保健福祉部 保健福祉総務課	(福)郡山市社会福祉 協議会補助事業	地域福祉の充実を図るため、社会福祉協議会の本部 運営等に要する経費に対する支援を行います。	1.3 3.2 3.4 3.5 10.2 16.2
24	こども部 保育課	特定教育・保育施設等 補助事業	認定こども園、保育所等の研修費等（第三者評価受 審、職場内研修、業務効率化推進、子ども見守り支 援、性被害防止対策）の一部を補助することにより、 安定した保育所の運営を図ります。	4.2
25	こども部 こども総務企画課	郡山地区更生保護 女性会活動支援事業	青少年の非行防止や犯罪の予防、犯罪者の改善更生 等、健全育成を図るための活動に対して、活動費の 一部を助成します。	4.1
26	市民部 ダイバーシティ 推進課	男女共同参画推進事業	市民一人ひとりが男女共同参画に対する理解を深め るために学習機会の充実を図るとともに、啓発活動 や情報提供を行い、家庭や学校、地域、職場等にお いて、市、市民、事業者が一体となって取り組み、「男 女共同参画のまち郡山」の実現を目指します。	5.1 5.4 5.5 5.b 5.c
27	市民部 セーフコミュニ ティ課	交通安全活動事業	交通事故をなくすため、セーフコミュニティ活動を 推進し、交通安全教室、市民大会等を実施するとと もに、交通安全活動団体の活動を支援します。また、 高齢者の運転免許証の自主返納を促し、高齢運転者 が原因となる交通事故の防止を図ります。	3.6 11.2
28	保健福祉部 障がい福祉課	障がい者福祉団体 育成事業	障がい者の福祉向上を図るため、障がい者の社会参 加の推進等に取り組む団体に対して支援を行いま す。	1.3 10.2 17.17
29	こども部 保育課	認可保育所等 整備補助事業	保育環境の向上のため、計画的に民間認可保育所等 の設置を図ります。	4.2



No.	担当課	事業名	事業概要	SDGs
30	保健福祉部 地域包括ケア 推進課	認知症高齢者家族 支援事業【介護保険】	認知症などにより、外出したまま行方不明となる可能性がある高齢者等の安全を確保するため、家族に対し、高齢者等が外出した際の所在が確認できる位置情報探索機器の貸し出しや、緊急連絡先等が確認できるQRコードの配付を行います。また、関係機関と構築したSOS見守りネットワークの充実強化を図り、行方不明高齢者が発生した場合の早期発見につなげます。	1.3 3.8 10.2
31	こども部 保育課	認可外保育施設 支援事業	認可外保育施設への絵本配布や事業所内保育施設への遊具購入費の一部補助により、保育環境の充実や、入所児童の健やかな成長及び発達を支援します。また、巡回支援指導の実施や安全対策への補助により、保育の質の向上を図ります。	4.2
32	保健福祉部 保健福祉総務課	避難行動要支援者避難 支援体制管理事業	高齢者や障がい者等の災害時の安全確保を図るため、避難支援体制の管理を行います。なお、令和7年及び令和8年は個別避難計画の作成集中推進期間と位置づけ、積極的に取組を推進する。	1.3 1.5 11.5
33	市民部 市民・NPO 活動推進課	協働のまちづくり 推進事業	「第三次郡山市協働推進基本計画」に基づく施策として、市民活動サポートセンターにおいて、町内会やNPO法人等の市民活動を行う個人や団体等の支援を行います。また、市民活動団体への活動費補助、市民活動団体等の表彰など、協働に関わる人材育成や支援により、市民協働のまちづくりを推進します。 ●地域コミュニティへの訪問	17.17
34	市民部 セーフコミュニティ課	郡山市防犯まちづくり 推進事業	「けがや事故は、原因を究明することで予防することができる」というセーフコミュニティの理念のもと、犯罪防止に対する意識の啓発を行い、市、市民、事業者等が協働して、安全・安心なまちづくりを進めます。	16.1 16.2 17.17
35	こども部 こども総務企画課	街頭補導活動事業	青少年の非行防止と健全な環境づくりのため、街頭補導活動や環境浄化活動等を行います。	4.1
36	こども部 保育課	保育士・保育所 支援センター事業	保育士等の保育人材を安定的に確保するため、潜在保育士の掘り起こしや就労相談、再就職支援研修会、保育人材確保に係る補助事業を実施するとともに、保育の質の向上に必要な施策に取り組めます。 ●小中学生向け職業体験 ●民間合同説明会の開催	4.2
37	市民部 セーフコミュニティ課	セーフコミュニティ 推進事業	セーフコミュニティの考えを基に市民等と協働による安全で安心なまちづくりを推進します。さらに、企業との連携や対策委員会間の連携、SNSによる情報発信等、再認証後の活動や啓発の充実を図ります。	3.4 3.6 5.2 11.3 13.1 13.3 16.1 16.2 17.17

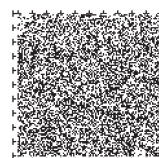


No.	担当課	事業名	事業概要	SDGs
38	こども部 保育課	新規参入事業者 巡回支援事業	新規に認可保育所等の運営に参入した事業者を巡回し、運営等に関する助言や提言、相談等の支援を行います。	4.2
39	市民部 ダイバーシティ 推進課	多文化共生推進事業	「多言語」及び「やさしい日本語」による生活情報の提供や在住外国人相談窓口の運営、市国際交流協会との協働による在住外国人への支援等、効果的な事業を実施し、多文化共生のまちづくりを推進します。 ●日本語教室スタートアップ推進事業	10.2 11.b 17.17
40	保健福祉部 障がい福祉課	社会福祉施設整備事業	障がい福祉の向上を図るため、社会福祉法人等が設置する社会福祉施設等(障害福祉サービス事業所等)の施設整備に要する費用の助成を行います。	1.3 10.2 11.7
41	保健福祉部 障がい福祉課	障がい者福祉施設 長寿化事業	障がい福祉課が所管する障がい者施設3施設について、施設の維持補修により長寿化を図ります。	1.3 10.2 11.7
42	保健福祉部 介護保険課	介護人材確保育成支援 事業	介護サービス事業所に従事する者や介護サービス事業の運営者を対象に、職員個々のスキルアップ及び事業運営者の管理能力の向上につなげるセミナー等を実施し、介護サービス事業所の環境改善と介護人材の定着率の向上を図るとともに、介護未経験者が介護に関する基本的な知識等を身につける「介護に関する入門的研修」を開催することにより、介護分野への参入のきっかけをつくり、人材確保を支援します。また、介護資格取得費用の助成を行います。 ●介護の担い手マッチングモデル事業	1.3 10.2
43	こども部 こども総務企画課	民間放課後児童クラブ 補助事業	民間事業者への運営費補助により利用料の低減を図ることで、保護者の選択肢を拡大し、民間放課後児童クラブとの連携による待機児童の解消を推進します。また、市の運営基準の遵守により児童の安全・安心を図ります。	4.a
44	市民部 市民・NPO 活動推進課	町内会DX推進事業	スマートフォンで利用できる連絡ツールアプリケーションを活用した実証事業(2022年～2023年)の結果を踏まえ、広報こおりやまなど市刊行物情報を集約した市ウェブサイト「デジタル掲示板」の活用を広めるとともに、DXに取り組んでいる町内会やこれから始めたい町内会を対象にフォローアップ研修会を開催し、事例発表・意見交換を行い、デジタル化を推進します。	17.17
45	市民部 ダイバーシティ 推進課	Z世代地域活躍推進事業	若者の活躍に資する取組支援等、Z世代と地域との連携を促進する効果的な事業を実施し、若者に"選ばれるまち郡山"の実現を目指します。 これからの100年プロジェクト ●Z-P R O事業統括支援業務 ●Z-L i n k パートナー制度の創設 ●Z世代デジタルプラットフォーム構築事業 ●Z-C r e w制度の創設(Z世代団体応援プロジェクト)	17.15 17.17

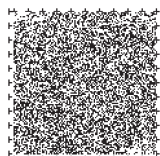


基本目標Ⅱ 誰もが生活課題を相談でき、安心して暮らせるまち

No.	担当課	事業名	事業概要	SDGs
46	保健福祉部 障がい福祉課	障がい者相談支援事業	障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、福祉制度の有効活用等について、相談者のニーズに合わせて助言を行います。また、地域における相談支援の中核的な役割を持つ障がい者基幹相談支援センターを中心に、総合的な相談支援業務や相談支援事業所への指導・助言、相談支援員の育成等、障がい者の権利擁護などの業務を行います。	1.3 10.2 17.17
47	保健福祉部 障がい福祉課	コミュニケーション等 支援事業	手話の普及と聴覚障がい者等への理解促進を図るとともに、聴覚障がい者への日常生活や社会生活におけるコミュニケーション支援として手話通訳者や要約筆記者の派遣の他、ICTを活用した遠隔手話サービス（テレビ電話）を実施します。	1.3 10.2
48	こども部 子育て給付課	ファミリーサポート センター事業	地域における子育てサポート体制の整備を図るため、地域のネットワークの充実を図りながら取り組み、会員同士の相互援助活動を進めます。	17.17
49	保健福祉部 地域包括ケア 推進課	包括的支援事業 【介護保険】	介護予防の推進と地域包括ケアの推進を図るため、直営の基幹型地域包括支援センター及び委託による地域包括支援センターを設置し、高齢者への総合相談や介護予防ケアマネジメント等を行います。	1.3 3.8 10.2
50	保健福祉部 障がい福祉課	ふれあいピック大会 開催事業	障がい者（児）の体力の増進と社会参加の促進を図るため、ふれあいピック（合同運動会）を開催します。	1.3 10.2
51	政策開発部 広聴広報課	ウェブ等情報発信事業	市ウェブサイト及びSNS等のツールによる市政情報の効果的な発信に努めるとともに、市ウェブサイト利用者の満足度を高めるため、アクセシビリティ及びユーザビリティの向上を図ります。 ● SNS 動画（ショート動画の開始） ● LINE 事業（お友達キャンペーンの開始）	16.6 16.10
52	こども部 こども家庭課	児童虐待防止対策事業	地域で子どもを見守るネットワークである、要保護児童対策地域協議会の構成機関と連携し、児童虐待の防止・早期発見のための啓発活動や、要支援家庭・ヤングケアラー家庭に対する家事支援等を実施します。	16.2
53	市民部 市民・NPO 活動推進課	ユニバーサルデザイン 推進事業	UD社会の実現のため、「第三次こおりやまユニバーサルデザイン推進指針」に基づき、市民、市民活動団体、事業者及び行政が協働でユニバーサルデザインの推進を図ります。	11.2 11.7 17.17
54	保健福祉部 地域包括ケア 推進課	高齢者日常生活支援事業 【介護保険】 ※一般会計分も含む	高齢者が住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続するため、おむつ等を購入する費用の一部助成を通して、日常生活の支援を行います。	1.3 3.8 10.2
55	政策開発部 広聴広報課	こおりやまリサーチ事業	行政サービスのカイゼンのため、市民提案制度をはじめ、まちづくりネットモニターや市民意見リーダー等、様々な手法を通じた広聴事業を総合的に展開します。	16.6 16.7



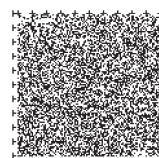
No.	担当課	事業名	事業概要	SDGs
56	政策開発部 広聴広報課	こおりやまインフォメーション事業	広報こおりやま、デジタルサイネージにより、幅広い市政情報をよりわかりやすく、多様な場所で情報を入手できる環境の整備充実を図ります。	16.6 16.10
57	政策開発部 広聴広報課	メディア広報事業	市政への理解と関心を高めるため、テレビ、ラジオ、新聞等のマスメディアを効果的に活用した市政広報を行います。	16.6 16.10
58	保健福祉部 生活支援課	被保護者就労支援事業	生活支援課に「ハローワークコーナー」を設置し、本市とハローワークが連携して、生活保護受給者等に対し、ワンストップ型の就労支援を行います。	1.3 8.5 8.8 10.2
59	保健福祉部 保健福祉総務課	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者等、様々な悩みを抱えている方の自立の促進を図るため、関係機関と連携して支援を行います。	1.3 4.3 8.5 10.2 17.17
60	保健福祉部 地域包括ケア推進課	認知症総合支援事業 【介護保険】	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症初期集中支援チームの配置・認知症カフェの設置などにより認知症の方や家族等への支援を行います。	1.3 3.8 10.2
61	保健福祉部 障がい福祉課	難聴児補聴器購入費等助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児が、言語の獲得やコミュニケーション能力の向上を図ることができるよう、補聴器購入等費用の一部を助成します。	1.3 10.2
62	保健福祉部 地域包括ケア推進課	生活支援体制整備事業	協議体及び生活支援コーディネーターを配置し、支えあいによる地域づくりを行うことで、高齢者が住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続していくために必要な多様な生活支援・介護予防サービスを整備します。	1.3 3.8 10.2
63	保健福祉部 生活支援課	被保護者健康管理支援事業	生活保護受給者への健康診査実施を推進し、健康問題のある生活保護受給者に保健指導を行い、重症化予防及び健康増進を図ります。また、重複服薬防止や後発医薬品使用促進、頻回受診の解消により医療費の適正化を図ります。	1.3 3.3 3.4 3.5 10.2
64	保健福祉部 地域包括ケア推進課	介護予防・生活支援サービス事業 【介護保険】	地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とします。	1.3 3.8 10.2
65	保健福祉部 地域包括ケア推進課	在宅医療・介護連携推進事業 【介護保険】	急速な高齢化が進展する中、医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために必要な支援体制を構築します。	1.3 3.8 10.2 17.17



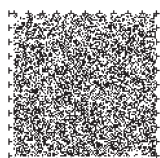
No.	担当課	事業名	事業概要	SDGs
66	保健福祉部 保健福祉総務課	福祉まると支援事業	家族や地域社会の変化に伴い複雑化・複合化する支援ニーズを踏まえ、「ダブルケア」や「8050 問題」などの課題解決を支援するため福祉まると相談員を市内3か所に配置し、多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築を行います。さらに、社会参加への支援を行います。	1.3 10.2 17.17
67	保健福祉部 障がい福祉課	障がい者地域生活支援 拠点事業	障がい者の重度化、高齢化、親なき後に取り組むため、緊急時の相談、対応、日中活動の体験に繋げることができる体制を構築します。	1.3 10.2 17.17
68	保健福祉部 保健福祉総務課	重層的支援体制整備 推進事業	「包括的な相談支援」「参加支援」「地域づくり」を一体的に実施し、地域共生社会の実現を図ることを目的とする重層的支援体制整備事業推進に当たり中核を担う事業として、多分野・多機関に渡る課題の支援調整を行う多機関協働事業を実施します。また、地域と協働での包括的支援体制構築のための地域づくりや参加支援に取り組みます。	1.3 10.2 17.17
69	保健福祉部 障がい福祉課	医療的ケア児等支援事業	医療的ケア児等の受け入れが促進されるよう、必要な支援の提供が可能となる体制を整備し、医療的ケア児等とその家族の地域生活支援の向上を図ります。	
70	保健福祉部 障がい福祉課	地域障害児支援体制 強化事業	児童発達支援センターの地域における障害児支援の中核的な役割や機能の強化を図るとともに、地域全体で障害児に提供する支援の質を高め、障害児の支援体制の強化を図る。 保育所や児童クラブ等に巡回支援を実施し、障がいがある段階から支援を行うための体制整備を図り、発達障害児等の支援の充実、家族への支援を行うとともに、インクルージョンを推進します。	
71	こども部 こども総務企画課	子ども・若者育成支援 推進事業	社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対し、教育・福祉・保健・医療・更生保護・雇用その他の各関連分野における知見を総合して、関係機関との連携により効果的な支援の提供及び支援策の創出を図ります。	

基本目標Ⅲ 誰もが心身ともに健康で、生きいきと暮らせるまち

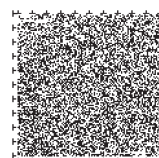
No.	担当課	事業名	事業概要	SDGs
72	保健福祉部 介護保険課	老人福祉施設等整備補助 事業（特別養護老人ホーム等建設）	高齢者が地域において生きいきと安心して暮らせるよう、老人福祉施設等の整備に要する費用の補助を行います。	1.3 10.2 11.7
73	保健福祉部 健康長寿課	高齢者の生きがいと 健康づくり事業	高齢者が趣味やスポーツを通じて豊かな生活を創造できるよう、高齢者スポーツ大会や作品展を開催するとともに、全国健康福祉祭（ねんりんピック）出場者に対し激励金を交付します。また、市ウェブサイトにおいて地域で活躍する高齢者の紹介や、健康づくりに役立つ情報を発信します。	1.3 10.2



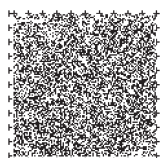
No.	担当課	事業名	事業概要	SDGs
74	保健福祉部 地域包括ケア 推進課	いきいきデイクラブ事業	在宅高齢者の介護予防、閉じこもり防止、認知症予防の推進と引きこもりがちな高齢者に社会参加を促し、健康寿命の延伸を図るため、地域交流センター等を会場とし、通所（送迎）により教養講座、趣味・創作活動、日常動作訓練等を行います。	1.3 3.8 10.2
75	保健福祉部 健康長寿課	高齢者にやさしい住まいづくり助成事業	介護保険の要介護・要支援認定を受けていない高齢者が、転倒等により要介護・要支援状態になることを防止するため、自宅への手すりの取り付けや段差解消等の軽易な住宅改修費用の一部を助成し、セーフコミュニティの推進を図ります。	1.3 10.2
76	こども部 保育課	延長保育事業	就労形態の多様化により、保育標準時間認定（11時間）又は保育短時間認定（8時間）を超える就労に対応する延長保育サービスを実施します。	4.2
77	こども部 保育課	一時預かり事業	【一般型】急な用事や育児負担の軽減など、子育て家庭の様々なニーズに合わせて、保育所及びニコニコこども館等で一時的に保育を実施します。 【幼稚園型】幼稚園における教育時間前後の預かり保育【幼稚園型Ⅰ】及び待機児童対策としての2歳児の預かり保育【幼稚園型Ⅱ】を実施します。	4.2
78	こども部 保育課	病児・病後児保育事業	病気の治療中又は病気の回復期にある小学6年生までの児童を保護者の就労などにより家庭での保育が困難となる場合に、専用施設において保育士と看護師が医師と連携を図りながら、一時的にお預かりします。	4.2
79	保健福祉部 保健所健康政策課	救急医療体制確保事業	救急医療体制を維持するため、二次救急医療を担う救急告示病院等の運営経費の助成を行うとともに、休日・夜間急病センター及び休日在宅診療当番医制を運営します。	1.3 3.8 10.2 17.17
80	こども部 こども総務企画課	こどもまつり開催事業	5月5日のこどもの日に、本市の将来を担う子どもたちの健やかな成長を願い、子どもたちの思い出に残るイベントを開催します。	4.1
81	こども部 こども総務企画課	青少年の国内交流事業	青少年に様々な交流・体験学習の機会を与えるため、姉妹都市である久留米市との親善交流を実施します。（実施時期：2年実施ごとに1年休止）	17.17
82	保健福祉部 健康長寿課	軽費老人ホーム事務費補助事業	軽費老人ホーム入所者の経済的負担を軽減するため、入所者から徴収すべき事務費の一部を免除した場合に減免額を助成します。	1.3 10.2
83	保健福祉部 保健所 健康づくり課	生活習慣病対策事業	生活習慣病を予防するため、適正な食習慣や運動習慣の普及の推進、受動喫煙防止対策等を行います。運動習慣の定着を推進するため、郡山ウォーキングガイドやふくしま健民アプリの周知を行い、活用を促すことで、健康寿命の延伸を図ります。	1.3 3.4 3.a 10.2
84	こども部 こども家庭課	母子保健推進活動事業	安心して子どもを育てることが出来る環境をつくるため、母子保健法に基づく教室の開催や相談事業、子育て支援アプリ事業等を実施します。	3.1 3.2



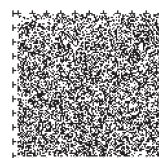
No.	担当課	事業名	事業概要	SDGs
85	こども部 こども家庭課	母子健康教育事業	市内の中学生を対象に講話や体験を実施し、生徒自らが心身の健康に関心を持ち、命の大切さ、自分や他者を大切にすること等を考える機会とし、より良い将来を生きるための支援を行います。	3.7
86	保健福祉部 保健所 保健・感染症課	特定感染症検査等 対策事業	性感染症のまん延防止を図るため、市民向けの正しい知識の普及啓発や、HIV・梅毒抗体検査、健康相談及び肝炎ウイルス検査によるウイルス性肝炎の早期発見・早期治療及び重症化予防を図ります。また、胎児の先天性風しん症候群の発症を防止する風しんワクチンの接種を効果的に行うため、抗体検査を実施します。	1.3 3.3 10.2
87	保健福祉部 保健所総務課	保健委員会支援事業 (～R3保健衛生団体等 活動支援事業)	市民の健康意識の高揚と健康づくりの推進、保健衛生行政の向上を図るため、地域で保健衛生事業を推進する郡山市保健委員会の活動を支援し、団体の育成と連携強化を図ります。	1.3 3.4 10.2 17.17
88	保健福祉部 保健所総務課	(公財) 郡山市健康振興 財団運営補助事業	市民の健康管理・増進を図るため、郡山市健康振興財団に補助金を交付し、健康づくりのための環境整備を行います。	1.3 3.4 10.2 17.17
89	こども部 子育て給付課	こども総合支援センター 「ニコニコこども館」事業	「ニコニコこども館」において、子育ての相談、親子のふれあい、親同士子ども同士の交流を図るため、様々な事業を実施し、総合的な子育て支援を図ります。	4.2
90	こども部 こども家庭課	母子自立支援事業	ひとり親家庭の自立を促進するため、就業に必要な知識・技能の習得に対する給付金を支給するとともに、民間賃貸住宅の家賃の支援や養育費取り決め費用の助成、さらには、学習支援員を派遣し、子どもの学力向上や基本的な生活習慣の習得を支援します。	1.2 5.b 8.8
91	こども部 こども家庭課	養育支援訪問事業	妊娠期から出産後間もない期間の家事や育児を支援する「産前・産後ヘルパー派遣事業」(母子手帳交付後の妊婦及び出産後1年以内の母等が対象)と、子育てに不安や問題を抱える家庭に助産師等を派遣する「育児家庭訪問事業」(小学校就学前の児童がいる家庭が対象)を実施します。※R6年度から国の実施要綱変更に伴い「産前・産後ヘルパー派遣事業」と「育児家庭訪問事業」の要綱を別々に整備。	3.2
92	保健福祉部 保健所 健康づくり課	食育推進事業	市民が「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できるよう、市民へ食育の周知啓発を図るとともに、関係団体等と連携し食育を推進します。	1.3 2.1 2.2 3.4 10.2 12.3
93	保健福祉部 保健所 保健・感染症課	精神保健福祉事業	こころの健康の保持増進や精神疾患の早期発見・治療、正しい知識の普及啓発を図るため、心のサポーター養成研修や家族教室等を行います。	1.3 3.4 3.5 10.2



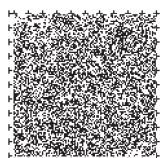
No.	担当課	事業名	事業概要	SDGs
94	市民部 国民健康保険課	国民健康保険特定健康 診査・特定保健指導事業 【国民健康保険】	特定健康診査等第四期実施計画に基づき、40歳～74歳までの国民健康保険加入者に対し特定健康診査の受診勧奨と特定保健指導利用の周知・啓発を実施し、特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率向上を目指すとともに生活習慣病の予防・改善と医療費の削減に努めます。	3.4
95	こども部 保育課	多子世帯保育料軽減事業 (認可外保育施設)	多子世帯の経済的負担の軽減を図るため、18歳未満の児童が2人以上いる世帯の第2子以降を対象に、認可外保育施設の保育料の一部を助成します。	4.2
96	保健福祉部 保健所 健康づくり課	健康増進事業	令和5年度から市内4か所に保健センターを増設し、地域の実情に応じたさらなる健康の保持増進を図るため、健康増進法に基づく健康教育、相談等を実施し、生涯にわたる健康づくりの支援と、健康寿命の延伸を目指します。また、予防のための周知啓発を充実させるとともに、早期発見を目的に各種がん検診の受診率の向上を図ります。	1.3 3.4 10.2
97	保健福祉部 保健所 保健・感染症課	精神障がい者 相談支援事業	障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、市内2箇所の相談支援事業所に委託し、精神障がい者及びその家族の多種多様な相談に対応します。	1.3 3.5 10.2
98	教育委員会 学校教育部 総合教育支援 センター	幼保小連携推進事業	幼児の生活や発達の連続性を踏まえ、就学前後の円滑な接続を図るため、幼稚園・保育所・保育園・認定こども園・小学校の連携強化を推進します。	4.2
99	保健福祉部 保健所 保健・感染症課	難病患者等地域支援 対策推進事業	難病患者やその家族の疾病等に対する不安を解消するため、相談会や研修会等を行います。	1.3 3.8 10.2
100	こども部 保育課	保育所等保育料無料化・ 軽減等事業	子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、認可外保育所に入所する第一子児童に係る保育料の無料化・軽減等を実施します。	4.2
101	市民部 国民健康保険課	医療費適正化推進事業 【国民健康保険】	第三期データヘルス計画に基づき、国民健康保険加入者のレセプトデータ等を活用し、健康状態や健康課題の分析を行い、疾病予防や健康保持・増進を図るための各種事業に取り組み、医療費の適正化を推進します。	3.4 3.5 3.9
102	保健福祉部 保健所健康政策課	医療従事者支援事業	保健師、助産師、看護師をはじめとする医療従事者の育成及び就労支援について、育成機関及び医療機関と連携しながら、学生実習等の受入支援を行うとともに、就労の現状と課題について情報共有を行い、潜在看護職等の復職へ向けたきっかけ作り等の支援を行います。 また、中学生を対象とした体験事業を開催し、次代を担う医療従事者の人材育成に努めます。	1.3 3.8 8.5 10.2



No.	担当課	事業名	事業概要	SDGs
103	こども部 こども家庭課	産後ケア事業	妊娠期から切れ目のない子育て支援の充実を図るため、産院を退院し心身ともに不安定になりやすい時期に産後ケア事業（ショートステイ・デイケア・アウトリーチ）を行い母体回復や育児不安の軽減を図ります。	3.1 3.2
104	保健福祉部 地域包括ケア 推進課	一般介護予防事業 【介護保険】	高齢者自らがより介護予防に関心をもてるよう、親しみやすく継続して取り組めるような運動を広く周知するとともに、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進します。	1.3 3.8 10.2
105	こども部 こども家庭課	幼児肥満予防対策事業	幼児期の肥満を予防するため、1歳6か月・3歳児健診等の機会を通じて正しい食習慣についての知識の普及啓発を図るとともに個別での相談を実施します。	3.2
106	保健福祉部 障がい福祉課	身体障がい者はり・きゅう・マッサージ等 施術費助成事業	年齢75歳未満で肢体不自由1・2級の身体障害者手帳所持者に対して、健康の保持、心身の疲労回復を図るため、はり・きゅう・マッサージ券を交付します。	1.3 10.2
107	こども部 こども家庭課	幼児歯科保健事業	1歳6か月児健診や3歳児健診において、むし歯有病者率が高い現状にあるため、幼児期のむし歯予防に向けた各種事業を行います。	3.2
108	保健福祉部 健康長寿課	高齢者健康長寿 サポート事業	高齢者の社会参加の促進や健康の保持・増進、閉じこもり解消等の推進のため、70歳以上の方には、はり・きゅう・マッサージ、温泉、プール、コンサート等公演、健康づくり事業、75歳以上の方には併せて路線バスやタクシーにも利用することのできる共通利用券を交付します。	1.3 10.2
109	保健福祉部 保健所 健康づくり課	特定歯科保健事業	むし歯率の高い地域に介入することで市全体のむし歯状況の改善を目指します。主に集団（幼稚園や小学校）に対するアプローチを行い、高齢期は関係所属と連携して実施します。	1.3 3.8 10.2
110	保健福祉部 障がい福祉課	児童発達支援利用者 負担無料化事業	第一子が児童発達支援を利用している世帯の保護者を対象として、育児環境の改善を図るため、市民税額に応じて利用者負担額を補助します。	1.3 10.2
111	こども部 こども家庭課	子育て世代包括 支援センター事業	妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行うため、専門のコーディネーターを配置し、妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進に関する包括的な支援を行います。	3.1 3.2
112	保健福祉部 保健所 保健・感染症課	自殺対策推進事業	自殺予防を図るため、自殺対策に携わる人材の育成や自殺予防に関する知識の普及啓発、相談体制の強化等を継続的に実施するとともに、自殺対策推進庁内委員会、セーフコミュニティ推進協議会自殺予防対策委員会との連携により、総合的な自殺対策の推進を図ります。	1.3 3.4 10.2 17.17

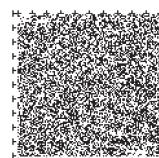


No.	担当課	事業名	事業概要	SDGs
113	保健福祉部 保健所健康政策課	SDGs推進全世代 健康都市圏事業	本市に係る医療や健康関連データを分析、活用して、部局横断はもとより、関係団体等とも連携して地域特性に合致した健康づくり施策を推進することで、「健康」施策が社会、経済、環境に影響を及ぼし、誰もが地域の中で、健康で生きいきと、ともに支えあいながら暮らせる社会の実現を目指すとともに、こおりやま広域圏内にも波及的効果を及ぼせるように取り組みます。	3.4 3.8 17.17
114	こども部 保育課	医療的ケア児保育支援 事業	保育所等に看護師等を配置し、保育の認定を受けた医療的ケア児（日常生活を営むために医療を必要とする状態にある児童）の保育を行ないます。	4.2
115	こども部 こども総務企画課	結婚新生活支援事業	少子化対策の推進を図るため、経済的な理由により婚姻に踏み切れない男女に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係る費用（住居費、引越費用）について経済的支援を行います。	4.2
116	こども部 こども家庭課	子育て短期支援事業	保護者の仕事や疾病等のため、家庭で子どもを養育することが一時的に困難となった場合に、施設等で養育・保護を行います。	16.2
117	保健福祉部 健康長寿課	スマートシニア応援事業	デジタル機器を活用することで、高齢期の生活における課題解決を図り、賢く、充実した高齢期の生活を送れるよう支援します。	17.8
118	こども部 こども総務企画課	未来をつむぐ若者 支援事業	若い世代が自らの主体的な選択により、それぞれの希望に応じたライフプランを描けるよう、プレコンセプションケアを含めたセミナーを開催します。 ●若者世代の描くライフデザイン支援	3.7
119	保健福祉部 保健所健康政策課	新興感染症対策体制 整備事業	新興感染症対策として、感染管理認定看護師を育成する二次救急輪番病院または当該病院に勤務する看護師に対して、その就学に要する資金の一部を補助するとともに、感染対策に関する市との協働や相互の情報の共有を図るため、市と感染管理認定看護師のネットワーク会議を開催します。	3.3 4.3 17.17
120	こども部 こども家庭課	妊娠・出産包括支援事業	妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行うため、各種教室、訪問指導、妊婦のための支援給付等を実施します。 ●遠方出産支援事業の交通費補助対象の拡大	3.1 3.2 3.7
121	こども部 こども総務企画課	子ども食堂支援事業	本市が事務局となり、市内のこども食堂と支援企業等が「こども食堂ネットワーク」を形成し、こども食堂の運営等に関する意見交換や情報共有を行うとともに、登録しているこども食堂に対し市民や支援企業等から寄附のあった商品券や食材等を配付するほか補助金を交付し、各種活動への支援などを行います。 ●補助金化による支援額増と使用用途の柔軟性拡大	3.8
122	こども部 保育課	こども誰でも通園制度 事業	保育所等に通っていないこどもを認定こども園や幼稚園に通わせることができる「こども誰でも通園制度」を実施します。	4.2



第5章

計画の推進



1 横断的取組

社会福祉法において、市町村地域福祉計画には地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を定めることとされております。

「第5期郡山市地域福祉計画」では、以下の内容について各分野をまたぐ「横断的取組」として様々な施策を総合的かつ横断的に推進します。

1

孤独・孤立対策の推進

2

権利擁護と虐待防止の推進

3

身寄りのない方への支援の推進

4

セーフコミュニティ活動の推進

5

非常事態時の支援体制の充実

6

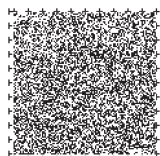
SDGsの推進

7

DXの推進

8

重層的支援体制の充実



（１）孤独・孤立対策の推進

少子高齢化や核家族化の急速な進行による人や社会とのつながりの希薄化など、時代の変化に伴う様々な社会的課題に直面しており、「ひきこもり」など特に孤独・孤立に起因する問題が深刻な社会問題として認識されるようになってきました。また、新型コロナウイルス感染症の拡大による外出自粛などが、孤独・孤立に起因する問題をより一層深刻化させました。

このような社会情勢の変化を受け、令和6（2024）年4月に「孤独・孤立対策推進法」が施行され、孤独・孤立の状態にある方への支援等に関する取組について、その基本理念、国や地方公共団体の責務、施策の基本となる事項等について規定されました。

本計画では、「孤独・孤立対策の推進」を横断的取組として位置づけ、孤独・孤立対策推進法に基づき、「みんなで育てる支えあいのまち こおりやま」をスローガンとして、孤独・孤立対策に関する施策の推進に取り組みます。

【孤独・孤立対策推進法に基づく取組】

①理解の増進（法第9条）

孤独・孤立で悩む方の相談窓口の周知など、必要な啓発活動を行います。

②相談支援（法第10条）

属性を問わない相談や制度の狭間にある方の相談を実施する自立支援相談窓口や福祉まるごと相談窓口において相談対応を行います。また、当該相談窓口へ孤独・孤立対策に関する情報の提供などを行います。

③協議の促進（法第11条）

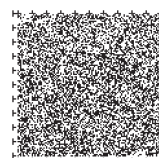
福島県が設立した「福島県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」に幹事団体として参加し、関係者相互間の連携と協働の促進を図ります。

④人材の確保（法第12条）

研修会の実施などにより、相談窓口相談員の資質の向上を図ります。

⑤地域協議会の設置（法第15条）

重層的支援体制整備事業における重層的支援会議の仕組みを活用して地域協議会を設置し、必要に応じて会議を開催して関係者間の連携及び協働を図り、個々の当事者等への支援内容について協議を行います。



(2) 権利擁護と虐待防止の推進

判断能力が十分ではない方は、悪質商法の被害に遭いやすく、財産管理や契約手続が困難になるケースも増えています。これらの課題に対応するには、包括的かつ横断的な支援体制が必要です。

こうした背景の中、成年後見制度は重要な役割を担っています。この制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方を法的に保護し、本人の意思を尊重しながら支援する仕組みです。本市では、成年後見制度の利用促進を目的として、市民後見人の養成や活動支援、制度の周知・啓発を進めるとともに、関係機関が連携するネットワークを強化しています。

また、虐待の未然防止、早期発見・適切な対応、再発防止ができるよう、市民や介護事業者等に広く周知するとともに、相談・通報体制を整備し、関係機関等と連携しながら、迅速かつ適正に対応します。

本計画においても、「権利擁護と虐待防止の推進」を横断的取組として位置づけます。成年後見制度をはじめとする権利擁護や虐待防止の対策により、地域全体で支えあう環境の構築に取り組み、誰もが尊厳をもって安心して暮らせる共生社会の実現を目指します。

【権利擁護支援の取組】

①権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化

郡山市成年後見支援センターを中核機関とし、地域連携ネットワークを強化し、権利擁護支援を推進します。

チーム（本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者）による本人支援体制をバックアップするため、権利擁護に関連する既存の協議会等や成年後見制度に関わる機関・団体等による地域連携ネットワークを強化し、制度の周知・啓発や相談対応、後見人等候補者の調整、後見人等への支援など、総合的な支援を実施し、制度の利用推進を図ります。

②成年後見制度の利用促進

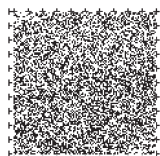
成年後見制度の利用促進に向け、中核機関を核とした「広報機能」、「相談機能」、「成年後見制度利用促進機能」、「後見人支援機能」の4つの機能の充実・強化を推進します。

ア「広報機能」

権利擁護に関する理解や関心を深め、成年後見制度の周知・啓発に努めます。

イ「相談機能」

権利擁護支援を必要とする人・関係者などの相談に応じ、適切な支援につな



ぐことができるよう相談体制の充実に努めます。

ウ「成年後見制度利用促進機能」

支援内容や適切な後見人候補者の選任等を検討するほか、市民後見人等の育成・活動支援に努めます。

エ「後見人支援機能」

親族後見人や市民後見人の後見活動に関する相談対応や本人に身近な関係者チームへの支援に努めます。

③成年後見制度に関する支援制度

成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず、申立て人等が不在の場合において、市長申立てによる支援を行います。

また、経済的な理由で成年後見制度が利用できないことが無いよう、収入や資産等の状況により、後見人等への報酬や市長申立ての際の申立費用について助成を行います。

【虐待防止対策の取組】

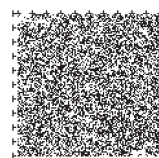
①虐待防止に向けた体制整備の強化

各種連絡会議の合同開催等により、庁内担当部局や警察など関係機関との情報交換・情報共有を行うなど、虐待の発生予防、早期発見に向けた取組の推進及び連携の強化を図ります。

②虐待への対応強化

関係機関と連携しながら、虐待を受けている方への必要な支援又は保護を行います。

また、虐待の発生要因や背景等を分析するとともに、虐待を行うに至った養護者に対する相談、指導又は助言等を行い再発防止に努めます。養護者に該当しない者からの虐待等の権利侵害の防止についても、尊厳の保持と安全で安心できる生活環境等を確保するため、関係部局及び関係機関と連携し、支援に取り組みます。



(3) 身寄りのない方への支援の推進

核家族化の進行などにより単身世帯が増えており、親族・近隣住民に頼ることが難しい方が増加しています。その結果、事実上「身寄りのない方（関係性上頼れない場合も含む）」が増え、今後もこの傾向は続くと予測されます。身寄りのないことにより、「入院・入所時の身元保証」、「医療行為への同意」、「住まいの確保」、「金銭管理」、「死後事務」など、生活の様々な場面で困難が生じています。

こうした課題に対応するため、民生委員・児童委員や福祉委員をはじめとする地域の方々や民間事業者等と連携して見守り活動を推進し、身寄りのない方への早期支援につなげることが求められます。

本計画においても、「身寄りのない方への支援の推進」を横断的な取組として位置づけ、各主体と情報共有・連携を図りながら具体的な支援策の検討を進めます。

(4) セーフコミュニティ活動の推進

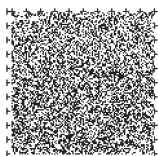
セーフコミュニティとは、「けがや事故などは偶然の結果ではなく、原因を究明することで予防することができる」という基本理念に基づいて、地域全体が協働でけがや事故の予防活動など、安全・安心の取組を行っている地域のことです。

本市ではより一層の安全と安心に包まれた街づくりを加速させるため、平成26(2014)年、WHO（世界保健機関）が推奨するセーフコミュニティの国際認証取得を目指して活動を開始し、平成30(2018)年2月2日に国内15番目、県内では初めてとなる国際認証を取得しました。

セーフコミュニティ活動の推進によりけがや事故が減少することで、市民の誰もが求める「安全・安心」の向上や地域住民、関係機関、各種団体と行政が協働することによる情報や連帯意識の共有、国際基準による安全・安心の取組を行う自治体としての地域イメージの向上が期待されます。これらの効果は、本計画の基本理念や基本方針にも通ずることから、セーフコミュニティ活動を本計画においても推進します。



セーフコミュニティ郡山

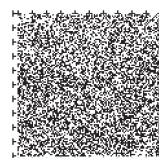


（５）非常事態時の支援体制の充実

近年、日本では多くの大規模自然災害が発生し、社会に深刻な影響を及ぼしています。平成 23（2011）年の東日本大震災、令和元（2019）年の令和元年東日本台風、令和 4（2022）年の福島県沖地震など、頻発する自然災害により多くの住民が被災し、生活基盤を失う状況が続いています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大（パンデミック）は、社会全体に新たな課題をもたらしました。パンデミックにおいては、DX化が加速した一方で、社会的孤立や離職・休業による経済的な困窮の問題などが顕在化していった時期でもありました。

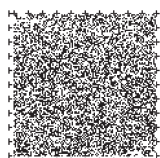
このような状況を踏まえ、「非常事態時の支援体制の充実」を横断的取組として設定します。自然災害や感染症拡大時においても、要配慮者や外国人を含むすべての住民が迅速かつ適切な支援を受けられるよう、自然災害・感染症対応に係る支援や関係機関との連携を図ることにより、非常事態に強い体制づくりに取り組んでいきます。



(6) S D G s の推進

S D G s とは、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略で、令和12(2030)年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。平成27(2015)年9月に国連サミットで採択され、「誰ひとり取り残されない」ことを基本理念に掲げています。国や自治体でも、この理念を政策や事業に反映した取組が進んでいます。本市は、令和元（2019）年7月1日、自治体によるS D G s の達成に向けた優れた取り組みを行う都市として、「S D G s 未来都市」に選ばれています。

このことから、S D G s の推進を横断的取組として設定します。福祉の視点から、健康や福祉、ジェンダー平等、環境保全などの課題に取り組み、誰もが役割を持ち、お互いが支えあうことで誰ひとり取り残されない持続可能なまちづくりを進めます。



(7) DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

DX（デジタルトランスフォーメーション）とは、デジタル技術の導入と普及によって、企業や行政の組織運営や活動、社会の仕組み、さらには人々の暮らしなどが根本から変革することを意味しています。

本市においても、地域住民の利便性向上や業務効率化を目的に、各種行政手続のオンライン化をはじめ、業務全般のシステム化や生成AIなどの技術を活用し、福祉行政分野のDXを一層推進します。

生成AIを活用した相談業務サポートシステム

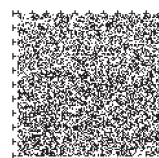
相談内容を自動文字起こしでテキスト化し、生成AIが要約してくれるシステムを令和7（2025）年度に導入しました。記録作成に要する時間を削減できるだけでなく、音声データとして100%記録されるため、これまで職員の記憶や相談メモに頼って作成していた相談記録の質も向上しています。

また、相談内容に応じたガイダンス機能が表示されるため、職員の経験に左右されない相談窓口を提供できます。



(8) 重層的支援体制の充実

一体的に策定する「重層的支援体制整備事業実施計画」（78～90ページ）において詳述します。



2 郡山市社会福祉協議会との協働による推進

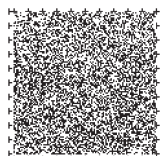
郡山市社会福祉協議会は、地域福祉推進の中心的な役割を担う団体として、地域福祉の普及・啓発、人材育成、支援事業など、さまざまな事業を展開しています。

また、市内 13 の地域に地区社会福祉協議会を設置しており、そのうちの一つである郡山地区内にはさらに 26 の支部を組織しています。地域の町内会や民生委員・児童委員、各種団体の方々が「福祉委員」として、サロン活動や見守り活動など、地域に根ざした多様な活動を行っています。

本計画においては、郡山市社会福祉協議会を引き続き地域福祉の重要な担い手として位置づけるとともに、同協議会が策定する「地域福祉活動計画」と相互に連携を図りながら施策を推進します。

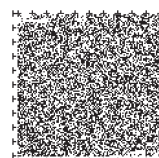
3 計画の進行管理・評価方法

本市では、本計画を実効性のある計画とするため、「郡山市総合計画」及び福祉分野の個別計画における数値目標及び実績を用いることで、各種施策の実施について行政評価や各個別計画の評価などにより進行管理を行います。



第6章

重層的支援体制整備事業 実施計画



1 背景と目的

社会情勢の変化に伴い、「ダブルケア」や「8050 問題」など単独の支援機関だけでは対応が困難な複雑化・複合化する生活課題を抱える世帯が増加しています。また、地域のつながりの希薄化及び家庭や地域で支えあう機能の低下に伴い、課題を抱えながらも制度の狭間で孤立してしまう社会的孤立の問題が顕在化しています。

さらには、支援終結に至らず支援期間が長期化する傾向にあり、福祉ニーズに対応するための支援体制を構築する必要性が高まっています。

令和3（2021）年4月に施行された改正社会福祉法においては、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備を推進するための「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

本市では、令和5（2023）年度に移行準備事業を実施、令和6（2024）年度から事業を開始し、包括的な支援体制の構築を進めていることから、「重層的支援体制の充実」を横断的取組として位置づけ、地域福祉計画と重層的支援体制整備事業実施計画を一体的に策定します。

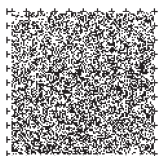
本実施計画の策定により、重層的支援体制整備事業の基本方針や方向性について庁内の関係所属と外部の支援機関等との認識の共有を図るとともに、事業内容及び事業提供体制を明示して各関係機関が共通認識のもとで包括的な支援体制の構築を図ります。

2 実施計画の位置づけ

本実施計画は、社会福祉法第106条の5の規定に基づき、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、事業の提供体制に関する事項やその他必要な事項を定めます。

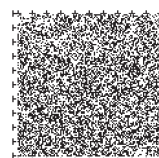
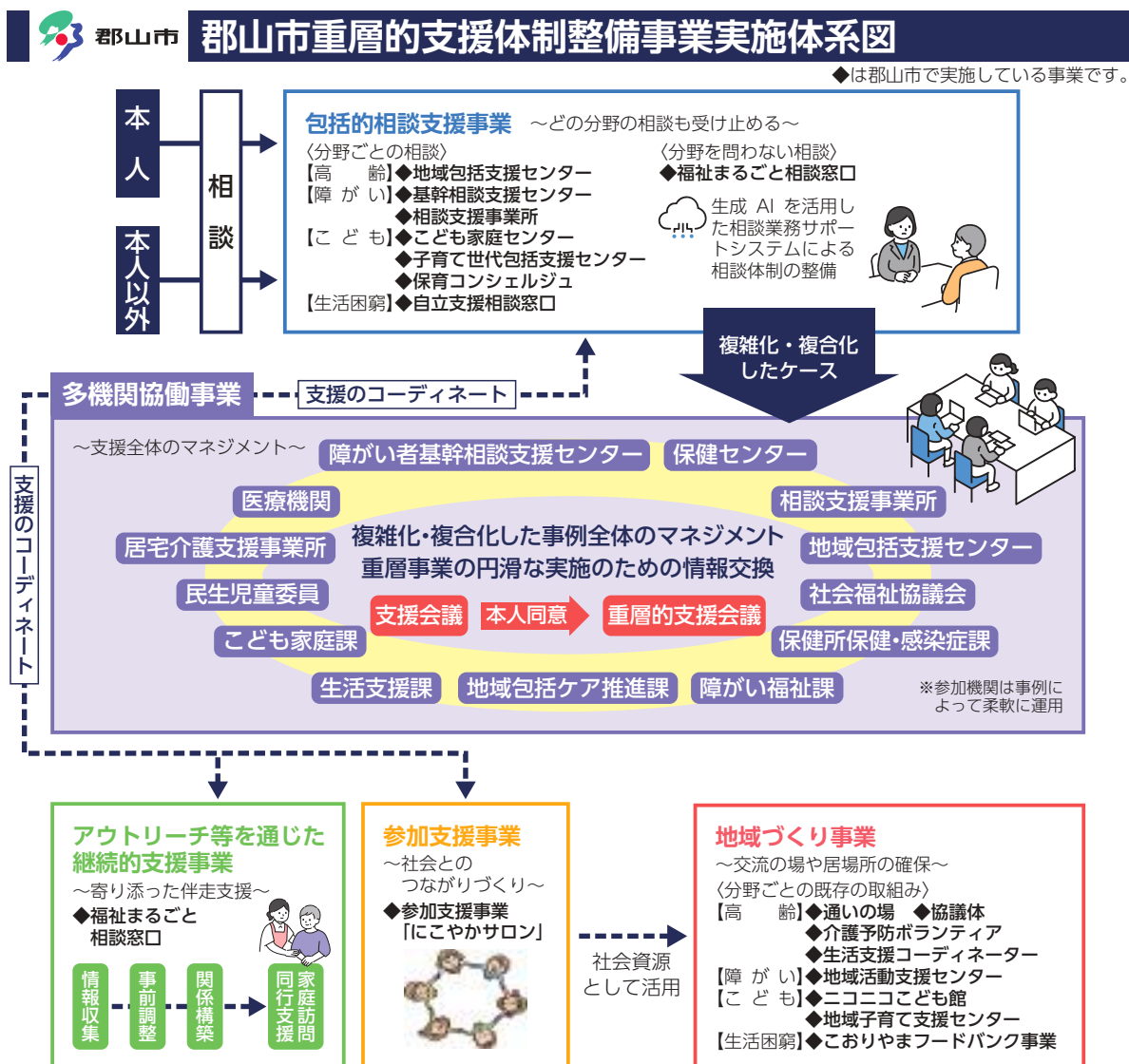
また、高齢、障がい、こども等、関連する各分野の次に掲げる個別計画との整合を図ります。

分 野	個別計画名
高 齢	郡山市高齢者福祉計画・郡山市介護保険事業計画
障がい	郡山市障がい者福祉プラン
こども	郡山市こども・若者計画



3 事業全体の基本方針

- 高齢、障がい、こども、生活困窮の各分野における相談支援や地域づくりの既存の事業の取組を活かす
- 市役所庁内と庁外の多岐に渡る支援機関等をマネジメントし、多機関の協働による重層的な支援体制の構築を図る
- 分野を超えて支援機関や地域と連携を図り、「包括的相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」に加え、「継続的な伴走支援」と「多機関協働による支援」の新しい機能を付加し、これらを一体的に実施する
- 住民の多様な生活課題を地域全体で包括的に支え（地域共生社会の実現）、社会的孤立や複合的課題を抱える住民を早期に発見して支援につなげる（誰一人取り残さない支援）



4 事業実施内容及び実施体制

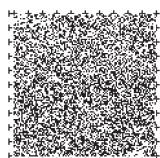
重層的支援体制整備事業における各事業は、社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項各号において規定されており、本市では次に掲げる事業を実施します。

(1) 包括的相談支援事業

高齢、障がい、こども、生活困窮等の各分野の相談窓口において、属性や世代、相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、分野外の相談内容も適切に聞き取って、対応する支援機関につなぎます。

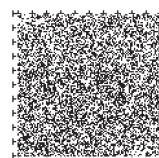
また、受け止めた相談のうち、単独では対応が難しい複雑化・複合化した相談事例については、他の支援機関と連携を図りながら適切に対応するほか、多機関協働事業につなぎます。

《地域包括支援センターの運営》	
①高齢者あんしんセンター（地域包括支援センター）	
事業内容	介護予防の推進と地域包括ケアの推進を図るため、直営の基幹型地域包括支援センター及び委託による地域包括支援センターを設置し、高齢者への総合相談や介護予防ケアマネジメント等を行う。 また、高齢者虐待防止法に基づき、相談や対象者の保護を含めた適切な対応を行うとともに、虐待防止啓発や関連機関との連絡体制の構築を推進する。
対象分野	高齢
運営形態	直営及び委託
設置箇所数	【直営】基幹型地域包括支援センター：1 か所 【委託】高齢者あんしんセンター（地域包括支援センター）：17 か所
設置形態	基本型
担当課	地域包括ケア推進課



《相談支援事業》	
②基幹相談支援センター、相談支援事業所	
事業内容	障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、福祉制度の有効活用等について、相談者のニーズに合わせて助言を行う。 また、地域における相談支援の中核的な役割を持つ障がい者基幹相談支援センターを中心に、総合的な相談支援業務や相談支援事業所への指導・助言、相談支援員の育成等、障がい者の権利擁護などの業務を行う。
対象分野	障がい
運営形態	委託
設置箇所数	基幹相談支援センター：1か所 相談支援事業所：7か所
設置形態	基本型
担当課	障がい福祉課、保健所保健・感染症課

《利用者支援事業》	
③保育コンシェルジュ	
事業内容	専門の研修を受けた「保育コンシェルジュ」が、保育資源・保育サービスの情報提供や育児相談を受けるとともに、利用者と施設のマッチングを行うほか、入所待機中の保護者へ状況確認や相談に応じるなど、子育て家庭の施設利用に対する支援を行う。
対象分野	こども
運営形態	直営
設置箇所数	1か所
設置形態	基本型
担当課	保育課
④子育て世代包括支援センター（ニコニコサポート窓口）	
事業内容	妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行うため、専門のコーディネーターを配置し、妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進に関する包括的な支援を行う。
対象分野	こども
運営形態	直営
設置箇所数	5か所
設置形態	基本型
担当課	こども家庭課



⑤こども家庭センター

事業内容	児童とその家族の福祉の向上を図るため、児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う。 また、子育てに悩みを抱える保護者等やこども本人からの相談、ヤングケアラーの相談等に対して、コミュニケーションツールとして多くの市民が利用しているLINEを活用した相談業務を行う。
対象分野	こども
運営形態	直営
設置箇所数	1か所
設置形態	基本型
担当課	こども家庭課

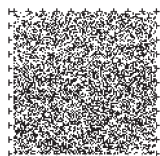
《自立相談支援事業》

⑥自立支援相談窓口

事業内容	生活困窮者等様々な悩みを抱えている方の自立の促進を図るため、生活困窮者自立支援法に基づき自立支援相談窓口において生活と就労に関する支援員を配置したワンストップ型相談を行い、住居確保給付金事業や家計改善支援事業の活用、関係機関への同行支援や就労支援員によるハローワークと連携した就労支援等を実施して生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、生活困窮状態からの早期自立を支援する。多様で複合的な課題を包括的に受け止め、関係機関と連携して支援を行う。
対象分野	生活困窮
運営形態	直営及び委託
設置箇所数	1か所
設置形態	基本型
担当課	保健福祉総務課

※包括的相談支援事業の設置形態の類型

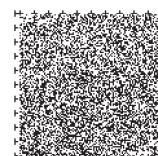
- ・基本型…単一の事業の委託を受け支援を実施する形態
- ・統合型…複数分野における各事業の委託を受け集約して支援を実施する形態
- ・地域型…地域住民に身近な場所等で相談等に応じる形態



(2) 参加支援事業

様々な理由により社会との関係性が希薄化しており、社会参加に向けた支援が必要な方について、本人が地域や社会との関わり方を選択し、自らの役割を見出すために多様な接点を確保するとともに、本人のニーズと地域資源との間の調整を行い、社会とのつながりを作るための支援を行います。

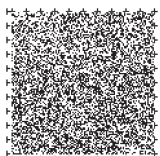
参加支援事業「にこやかサロン」	
事業内容	社会的自立を促進することを目的とした気軽に参加できる居場所の提供を行い、参加者の意向に応じ就労体験など複数の課題メニューから希望するものを選択して参加できるようにして、前向きな気持ちや社会とのつながりを感じてもらい、自立へのステップアップ等を図る。 民生・児童委員や町内会関係者などの地域協力者との連絡会を実施し、参加対象者の把握のほか、事業内容や実施状況について共有・協議し、既存の社会資源の把握や活用必要性を検討する。 また、居場所参加から次の目標へ向かう意向がある参加者の各支援機関・支援者へのつなぎを支援する。
対象分野	すべて
運営形態	委託
設置箇所数	1か所
担当課	保健福祉総務課



(3) 地域づくり事業

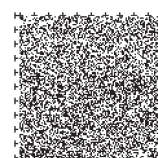
高齢、障がい、こども、生活困窮等の各分野における既存の事業を活用しながら、世代や属性を超えた地域における交流の場や居場所を確保し、住民同士のケア・支えあう関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生や深刻化の防止を目指します。

①地域介護予防活動支援事業	
事業内容	高齢者自らがより介護予防に関心をもてるよう、親しみやすく継続して取り組めるような運動を広く周知するとともに、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する。(介護予防ボランティア育成研修の実施、通いの場の活動支援事業)
対象分野	高齢
運営形態	直営
設置箇所数	－
担当課	地域包括ケア推進課
②生活支援体制整備事業	
事業内容	生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす生活支援コーディネーターの配置や、生活支援等サービスの提供主体等が参画する定期的な情報共有及び連携強化の場としての協議体を設置し実施することで、多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりを推進する。
対象分野	高齢
運営形態	委託
設置箇所数	1か所
担当課	地域包括ケア推進課
③地域活動支援センター機能強化事業	
事業内容	障がい者に対して、創作活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の事業を行う地域活動支援センターの充実を図る。
対象分野	障がい
運営形態	委託
設置箇所数	8か所
担当課	障がい福祉課、保健所保健・感染症課



《地域子育て支援拠点事業》	
④こども総合支援センター「ニコニコこども館」事業	
事業内容	「ニコニコこども館」において、子育ての相談、親子のふれあい、親同士こども同士の交流を図るため、様々な事業を実施し、総合的な子育て支援を図る。
対象分野	こども
運営形態	委託
設置箇所数	1 か所
担当課	子育て給付課
⑤地域子育て支援センター事業	
事業内容	地域子育て支援センターにおいて子育てに関する相談を受けることにより、子育ての不安感の軽減や、親子のふれあいや情報交換を図る。
対象分野	こども
運営形態	指定管理
設置箇所数	4 か所
担当課	子育て給付課

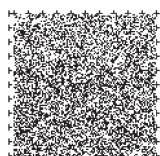
⑥生活困窮者支援等のための地域づくり事業（こおりやまフードバンク事業）	
事業内容	理解を得られやすい身近な取組として、生活困窮者等に十分な食料品を提供できるよう、関係団体や個人に対してフードバンクの仕組みや必要性、食料品提供について広く周知するなど、行政・事業者・地域住民参画により、安定的で持続可能なフードバンク活動が展開できるような取組を実施することにより、理解の醸成と地域密着型の食料支援体制の確立を目指す。 食料品支援の相談・提供は相談支援機関からを基本とすることで、一時の対処的な支援ではなく継続的な支援を担保する。
対象分野	生活困窮
運営形態	委託
設置箇所数	1 か所
担当課	保健福祉総務課



(4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

長期にわたりひきこもりの状態にある方や制度の狭間にある方など、自ら支援につながる方が難しい方に支援を届けるため、相談者一人ひとりに寄り添った伴走支援を行い、関係性の構築を図ります。また、支援機関からの情報収集や積極的なアウトリーチにより、潜在的な相談者の把握に努めます。

福祉まると支援事業「福祉まると相談窓口」	
事業内容	地域社会の変化に伴い複雑化する支援ニーズを踏まえ、「ダブルケア」や「8050問題」など一つの相談支援機関だけでは対応困難な複雑化・複合化する課題に直面し、継続的な支援を必要とする世帯が抱える複合的かつ多様な生活課題を「丸ごと」受け止め、相談者一人ひとりの相談内容に合わせて様々な関係機関をつなぎながら、世帯等に寄り添った伴走支援を行う相談窓口を配置し、包括的な相談支援体制の構築を行う。 また、支援機関からの情報収集や積極的なアウトリーチにより、窓口に足を運べない潜在的な相談者への支援や関係構築を行う。
対象分野	すべて
運営形態	委託
設置箇所数	3か所
担当課	保健福祉総務課

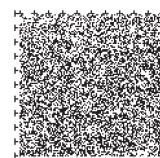
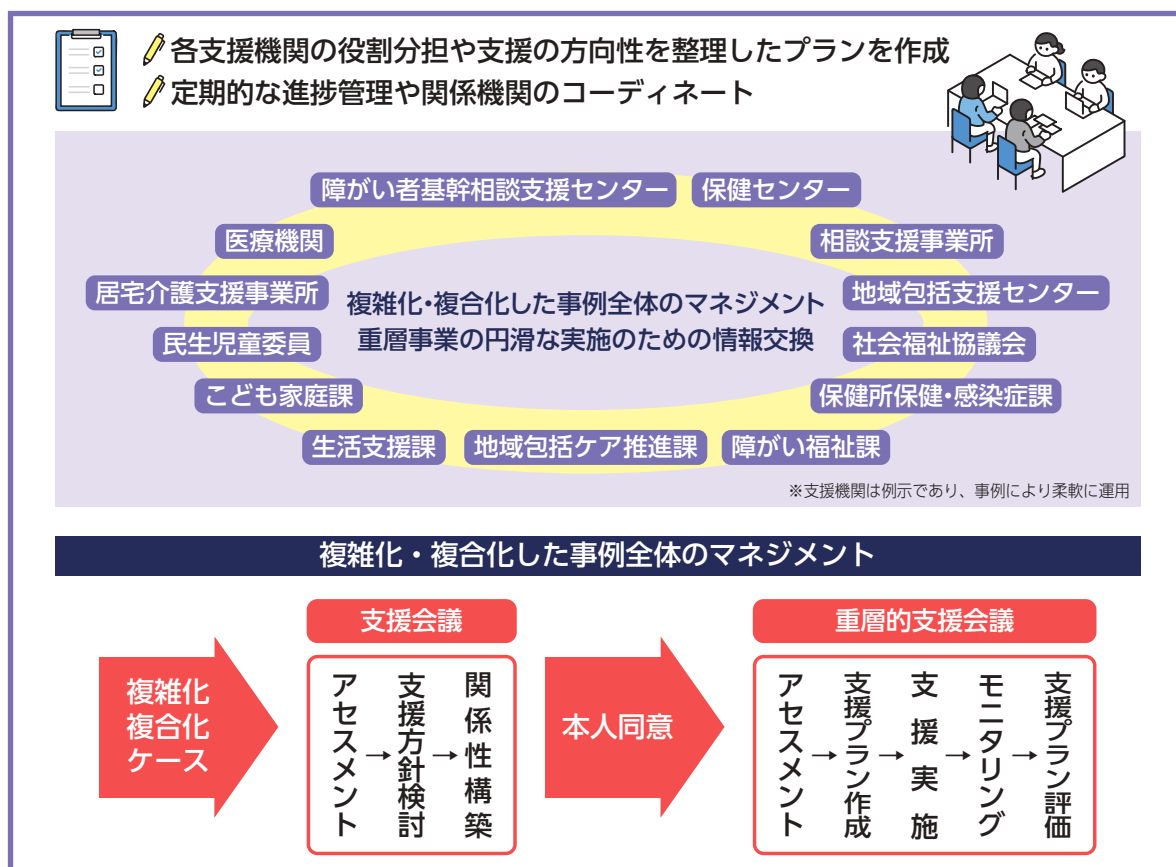


(5) 多機関協働事業

単独では対応が難しい複雑化・複合化した相談事例について、支援全体のマネジメントを行い、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようコーディネートを行います。

多機関協働事業	
事業内容	単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した課題を抱える事例に関して、支援会議や重層的支援会議の開催による情報共有、相談支援機関の役割分担の調整や支援の方向性を整理したプランの作成、定期的な進捗管理や関係機関のコーディネートを行い、支援全体のマネジメントを実施する。
対象分野	すべて
運営形態	委託
設置箇所数	1か所
担当課	保健福祉総務課

【多機関協働事業における支援の流れ】



5 支援会議及び重層的支援会議の実施方法

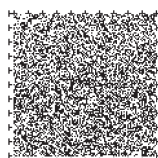
複雑化・複合化した福祉ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を図るため、郡山市多機関協働事業等実施要綱に基づき、支援会議及び重層的支援会議を開催します。

(1) 支援会議

位置付け	社会福祉法第106条の6の規定に基づく会議であり、会議の構成員に対し守秘義務を設けることで、支援機関等の情報共有や役割分担が進まない複雑化・複合化した課題を抱える事例及び予防的・早期の支援が必要にも関わらず体制整備が進まない事例について、本人の同意が無くとも情報共有等を可能とし、地域における必要な支援体制の検討を円滑にする。本人同意後は、重層的支援会議に移行する。
役割	・ 気になる事案の情報提供、情報共有 ・ 見守りと支援方針の理解 ・ 必要な支援体制に関する検討
開催時期	事例に応じて随時開催

(2) 重層的支援会議

位置付け	重層的支援体制整備事業の中で規定される会議であり、多機関協働事業において開催する。包括的相談支援事業等において把握した単独では対応が難しい複雑化・複合化した相談事例のうち、情報共有に係る本人同意を得た事例に関して、各支援機関の役割分担や支援の方向性を定めたプランを作成して会議に諮り、支援の方向性の共有や適切性の協議等を行う。
役割	・ プランの適切性の協議 ・ 支援提供者によるプランの共有 ・ プラン終結時等の評価 ・ 社会資源の充足状況の把握と開発にむけた検討
開催時期	事例に応じて随時開催



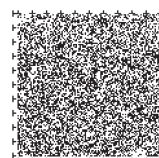
(3) 会議の構成員

支援会議及び重層的支援会議は、次に掲げる関係機関に属する者の中から事例に応じて構成員を選定し、開催します。

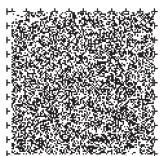
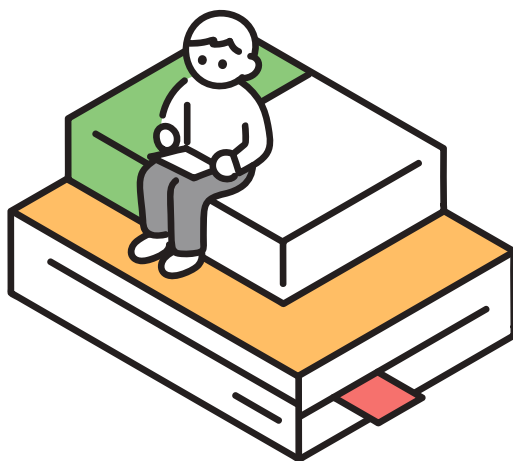
庁内	市民税課、収納課、市民・NPO活動推進課、ダイバーシティ推進課、国民健康保険課、セーフコミュニティ課、保健福祉総務課、生活支援課、障がい福祉課、健康長寿課、地域包括ケア推進課、介護保険課、保健所保健・感染症課、こども総務企画課、子育て給付課、こども家庭課、保育課、産業雇用政策課、住宅政策課、学校管理課、学校教育推進課、総合教育支援センター、営業課
関係機関等	郡山市社会福祉協議会、地域包括支援センター、郡山市障がい者基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援相談機関、就労準備支援事業実施機関、ひきこもり相談支援機関、介護関係機関、障がい者相談支援関係機関、就労支援関係機関、住宅関係機関、教育関係機関、民生・児童委員
その他	市関係機関、その他関係機関及び関係者で会長（保健福祉総務課長）が指名する者

6 支援関係機関間の連携に係る取組

庁内	・ 支援会議及び重層的支援会議の構成員となる所属の課長補佐に「重層的支援体制整備事業連携推進担当」を発令し、庁内の連携強化を図って包括的な支援体制を構築し、困難な課題を抱えた世帯の福祉ニーズを捉え、適切な支援につなげる。 ・ 支援会議の仕組みを活用し、重層的支援体制整備事業の実施状況に関し情報共有を行い、各事業の実施結果及び課題に対して意見を聴取し、各事業の今後の事業実施体制へ反映させる。
関係機関等	・ 関係機関主催の会議等において多機関協働の取組の周知や研修会等を開催する。 ・ 支援会議の仕組みを活用し、重層的支援体制整備事業の実施状況に関し情報共有を行い、各事業の実施結果及び課題に対して意見を聴取し、各事業の今後の事業実施体制へ反映させる。



資料編



1 郡山市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に基づき、協働により地域福祉の総合的な推進を図る郡山市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、有識者の意見を聴くために開催する郡山市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(委員会の役割)

第2条 委員会は、次の事項について意見交換を行う。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画に係る調査等に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(委員会の構成)

第3条 委員会の委員は、20人以内とし、地域福祉について優れた識見を有する者のうちから市長が依頼する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健福祉及び医療関係者
- (3) 地域活動団体等関係者
- (4) 公募市民
- (5) その他市長が指名する者

3 委員への依頼期間は1年以内とする。

4 委員会には座長を置き、委員の中から互選により選出する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、市長が招集する。

2 会議は、座長が進行する。

3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する者が会議を進行する。

(関係者の出席)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

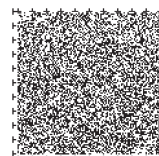
(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉部保健福祉総務課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の開催に関して必要な事項は市長が別に定める。

附 則 （略）

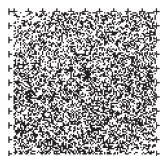


2 郡山市地域福祉計画策定委員会委員名簿

【依頼期間】 令和7年7月17日から令和8年3月31日まで

No.	氏 名	所属団体等	備 考
1	あ べ みつ ひろ 阿 部 光 浩	郡山市私立幼稚園・認定こども園連合会 会長	
2	えん どう す み こ 遠 藤 寿美子	公募委員	
3	えん どう よし のぶ 遠 藤 佳 伸	公募委員	
4	く ぼ き ゆう か 久保木 優 佳	公益社団法人福島県看護協会郡山支部 副支部長	
5	くら しな とし え 蔵 品 利 江	一般社団法人福島県理学療法士会県中支部 副支部長・事務長	
6	さ く ま じゅん こ 佐久間 順 子	一般社団法人福島県社会福祉士会 理事	
7	さ の ゆき お 佐 野 幸 男	郡山公共職業安定所 所長	
8	すず き たつ や 鈴 木 龍 也	福島県立あぶくま支援学校 校長	
9	すず き やす ひろ 鈴 木 康 弘	社会福祉法人ほっと福祉記念会 理事長	
10	すみ こし まこと 隅 越 誠	一般社団法人郡山医師会 副会長	
11	せ や ま り こ 瀬 谷 真理子	郡山女子大学 教授	
12	たか はし まさ みつ 高 橋 正 光	郡山市民生児童委員協議会連合会 副会長	座 長
13	たき た かず き 滝 田 一 樹	郡山市認可保育所長会 副会長	
14	なが みね えい いち 長 峯 栄 一	郡山市自治会連合会 会計理事	
15	ほそ かわ かつ え 細 川 賢 恵	郡山市地域包括支援センター連絡協議会 会長	
16	みず しま むつ こ 水 島 睦 子	一般社団法人郡山歯科医師会 理事	
17	みず の とき こ 水 野 時 子	公益社団法人福島県栄養士会 常務理事	
18	やぎ うち ゆう いち 柳 内 祐 一	社会福祉法人郡山市社会福祉協議会 事務局長	職務代理者
19	わか まつ かつ あき 若 松 克 明	福島県弁護士会郡山支部	
20	わた なべ く に こ 渡 辺 久仁子	郡山人権擁護委員協議会 常務委員	

【五十音順・敬称略】



3 郡山市地域福祉計画策定検討会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に基づき、協働により地域福祉の総合的な推進を図る郡山市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、調査及び検討を行うため、郡山市地域福祉計画策定検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 計画の策定に関すること
- (2) 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること
- (3) 計画に係る調査等に関すること
- (4) その他必要な事項に関すること

(組織)

第3条 検討会は、会長、副会長及び会員をもって組織する。

2 会長には保健福祉部次長兼保健福祉総務課長、副会長には保健福祉部次長兼地域包括ケア推進課長をもって充てる。

3 会員は次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 別表に掲げる関係各課及び関係機関の職員
- (2) その他会長が指名する者

(会長等)

第4条 会長は、検討会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会の会議は、必要に応じて会長が召集する。

(関係者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、検討会の会議に関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

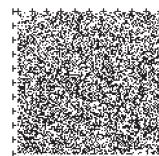
(庶務)

第7条 検討会の庶務は、保健福祉部保健福祉総務課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 （略）



別表（第3条関係）

総 務 部	総務法務課長、防災危機管理課長
政 策 開 発 部	未来創造課長、広聴広報課長
財 務 部	財政課長
市 民 部	市民・NPO活動推進課長、ダイバーシティ推進課長、セーフコミュニティ課長
文化スポーツ観光部	文化振興課長、スポーツ振興課長
環 境 部	環境政策課長
保 健 福 祉 部	保健福祉総務課長、生活支援課長、障がい福祉課長、健康長寿課長、地域包括ケア推進課長、介護保険課長、保健所総務課長、保健所健康政策課長、保健所保健・感染症課長、保健所健康づくり課長
こ ど も 部	こども総務企画課長、子育て給付課長、こども家庭課長、保育課長
農 商 工 部	農業政策課長、産業雇用政策課長
建 設 構 想 部	道路計画課長、住宅政策課長
都 市 構 想 部	都市政策課長
教 育 総 務 部	総務課長、生涯学習課長
学 校 教 育 部	学校管理課長、学校教育推進課長、総合教育支援センター所長
社会福祉法人郡山市社会福祉協議会	

4 郡山市地域福祉計画策定作業部会設置要綱

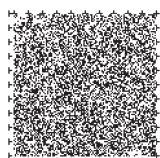
（設置）

第1条 郡山市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定にあたり必要な事項や施策の検討及び推進を図るため、郡山市地域福祉計画策定作業部会（以下「部会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 部会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 計画内容の検討及び計画案の作成に関すること
- (2) 計画策定に係る調査及び研究等に関すること
- (3) 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること
- (4) その他必要な事項に関すること



(組織)

第3条 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

2 部会長は保健福祉総務課長補佐をもって充て、副部会長は保健福祉総務課総務管理係長をもって充てる。

3 部会員は次に掲げる者をもって充てる。

(1) 別表に掲げる関係各課及び関係機関の担当職員

(2) その他部会長が指名する者

(部会長等)

第4条 部会長は、部会を代表し、会務を総括する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 部会の会議は、必要に応じて部会長が召集する。

(関係者の出席)

第6条 部会長は、必要があると認めるときは、部会の会議に関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、保健福祉部保健福祉総務課において行う。

(その他)

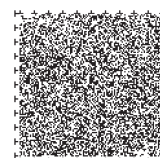
第8条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

(略)

別表（第3条関係）

保 健 福 祉 部	保健福祉総務課、生活支援課、障がい福祉課、健康長寿課、地域包括ケア推進課、介護保険課、保健所総務課、保健所健康政策課、保健所保健・感染症課、保健所健康づくり課
こ ど も 部	こども総務企画課、子育て給付課、こども家庭課、保育課
社会福祉法人郡山市社会福祉協議会	



5 関係法令抜粋

(1) 社会福祉法

(重層的支援体制整備事業)

第 106 条の 4 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第 1 項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

(1) 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事業

ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条第 1 項第 3 号に掲げる事業

ハ 子ども・子育て支援法第 59 条第 1 号に掲げる事業

ニ 生活困窮者自立支援法第 3 条第 2 項各号に掲げる事業

(2) 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言、現在の住居において日常生活を営むのに必要な援助その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業

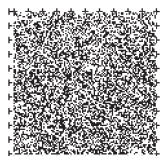
(3) 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 2 号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの

ロ 介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 5 号に掲げる事業

ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条第 1 項第 9 号に掲げる事業

ニ 子ども・子育て支援法第 59 条第 9 号に掲げる事業



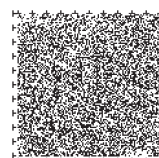
- (4) 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業
- (5) 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業
- (6) 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業

(重層的支援体制整備事業実施計画)

- 第106条の5 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第106条の3第2項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画（以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。）を策定するよう努めるものとする。
- 2 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更するときは、地域住民、支援関係機関その他の関係者の意見を適切に反映するよう努めるものとする。
- 3 重層的支援体制整備事業実施計画は、第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画、介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画、子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画その他の法律の規定による計画であつて地域福祉の推進に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 4 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、重層的支援体制整備事業実施計画の策定及び変更に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(市町村地域福祉計画)

- 第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

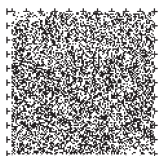


- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - (5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
 - (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
 - (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
 - (4) 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- 2 地区社会福祉協議会は、一又は二以上の区（地方自治法第252条の20に規定する区及び同法第252条の20の2に規定する総合区をいう。）の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。
- 3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第1項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。

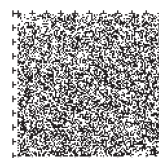


- 4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第一項各号に掲げる事業を実施することができる。
- 5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員の総数の五分之一を超えてはならない。
- 6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を営する者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(2) 成年後見制度の利用の促進に関する法律

(市町村の講ずる措置)

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。



第 5 期郡山市地域福祉計画

令和 8（2026）年 3 月

発 行 郡山市
事務局 保健福祉部保健福祉総務課
〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号
電話 024-924-3822 FAX 024-924-2300
E-mail:hokenfukushi@city.koriyama.lg.jp
印 刷 不二石橋印刷株式会社



この印刷物は、環境にやさしいFSC®認証紙と
植物性インキ、UDフォントを使用しています。紙へリサイクル可